

事業承継税制に関する国際比較に基づく研究

—税務専門家の視点からの事業承継税制への評価と今後の課題—

目 次

I. はじめに

II. 各国の中小企業の状況

1. アメリカ
2. イギリス
3. ドイツ
4. 韓国
5. 日本
6. 小括～各国の中小企業の概要比較～

III. 各国の相続税制の状況

1. アメリカ
2. イギリス
3. ドイツ
4. 韓国
5. 日本
6. 小括～各国の相続税制の概要比較～

IV. 各国における事業承継税制

1. アメリカ
2. イギリス
3. ドイツ
4. 韓国
5. 日本
6. 小括～各国の事業承継税制の概要比較～

V. 日本の事業承継税制についての評価と今後の課題

VI. 総括

VII. 付録

VIII. 参考文献

2020年1月

日本税理士会連合会
国際税務情報研究会

I. はじめに

経済のグローバル化が急速に進展する中、主要先進国では、それまで国内経済を下支えしていた多くの中小企業が、国内大企業のグローバル化や国外大企業の国内市場への参入により多大な影響を受けている。加えて、国内の社会経済問題としての少子高齢化の進展に伴い、中小企業の市場自体の収縮が顕在化しており、事業の継続的な運営に大きな影を落としている。

一方、先進国の相続税制（贈与税制を含む）は、その二重課税性や国際的な財産移転への対応が論点となるとともに、中小企業の株式評価と資産課税のあり方に関する様々な問題点も論点となってきた。こうした中、相続税制を維持する主要先進国では、「中小企業の保護や事業継続」を目的とした大胆な事業承継税制を導入してきており、近年における日本の事業承継税制の創設もその潮流の一端を示すものと言える。

本稿では、アメリカ、イギリス、ドイツ、韓国及び日本における中小企業の状況、相続税制及び事業承継税制の概要を示した上で、税務専門家の視点から、日本の現行税制への評価を試みた。

そして、諸外国の制度の分析に基づき、同税制の今後の課題を浮き彫りにしたうえで、本会の関係分掌機関への資料提供等を通じ、同税制の更なる発展に寄与することを最終的な目的とするものである。

II. 各国の中小企業の状況¹

本稿のテーマである事業承継税制のあり方について検討するあたり、その制度設計の対象である主要先進国の中小企業の状況について、その概要を把握する必要がある。本章では研究対象とした主要先進国の状況について、中小企業の経済指標を比較することで、それぞれの特徴を明確にする。

1. アメリカ

アメリカの中小企業は、「中小企業法 (Small Business Act)」で定義されており、連邦中小企業庁 (Small Business Administration, SBA) のウェブサイト²にて、中小企業の規模による定義をその根拠規則³とともに開示している。

中小企業の要件については、主に以下の様な要件を満たす必要がある (なお、当該根拠規則では業種ごとに詳細に年間収入や従業員数等を定めているが、ここでは割愛する)。

- ・ 営利企業であること
- ・ アメリカ国内に事業所を有すること
- ・ 独立所有・独立運営であること
- ・ 全米規模で市場を独占していないこと等々

なお、税法上の区分としては、C 法人 (日本の株式会社に該当し、その所得に法人税が課税される)、S 法人 (内国歳入法 S 節に定められた小規模な法人)、パートナーシップ (2 人以上の者が共同で営利活動を行い、パートナー間の契約により事業の責任の範囲や利益の配分、損失の負担などを定めて事業を運営する形態で、法人とともに幅広く選択されている事業体)、LLC (日本の合同会社に該当する州法の定めによって設立される特殊な事業体、パートナーシップとは異なりメンバーは有限責任となる。法人税の適用上、パートナーシップ、法人または個人事業主としての選択も可能) に区分され、内国歳入庁 (Internal Revenue Service) より申告納税額や申告法人数が公表されている⁴。

¹ 中小企業庁『平成 27 年度海外の中小企業・小規模事業者に関する制度及び統計調査に係る委託事業』株式会社三菱総合研究所、2016 年 3 月、https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2016fy/000524.pdf

² <https://www.sba.gov/federal-contracting/contracting-guide/size-standards#section-header-0>

³ <https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=0ff5f0839abff4eec707b4478ed733c6&mc=true&node=pt13.1.121&rgn=div5>

⁴ <https://www.irs.gov/statistics?fbclid=IwAR39YYo4toCUUo-lmrdYQ0zERpyL4yP8zj1NVM-5y-LrGAS-fmadjDjx7r0>

2. イギリス

ビジネス・イノベーション職業技能省（Department for Business Innovation & Skills、現在の Department for Business, Energy & Industrial Strategy、以下「BEIS」という。）によれば、統計データ上における中小企業の定義の記載があり、従業員数が 250 人未満の企業とされている。

2006 年会社法⁵によれば、以下の要件のうち 2 つ以上の要件を満たす場合に小企業（スモール企業）となる。

- ・事業年度の売上高が 1,020 万ポンド以下⁶であること
- ・事業年度の BS 総資産が 510 万ポンド以下であること
- ・従業員数が 50 人未満であること

また、同法によれば、以下の要件のうち 2 つ以上の要件を満たす場合は零細企業（マイクロ企業）となる。

- ・事業年度の売上高が 63.2 万ポンド以下であること
- ・事業年度の BS 総資産が 31.6 万ポンド以下であること
- ・従業員数が 10 人未満であること

なお、BEIS に直接「SMEs (Small and Medium-sized Enterprises) の定義」⁷などについて照会したところ、次の内容のメールでの回答があったので併記しておく。

『会社の規模によりイギリスでは 4 つのカテゴリーに分類している。

- ・マイクロ企業（従業員数 0～9 名）
- ・スモール企業（同 10～49 名）
- ・ミディアム企業（同 50～249 名）
- ・大企業（同 250 名以上）

以上のカテゴリーのうち、大企業以外を SMEs と定義しており、2018 年初の統計資料では 570 万社が SMEs に該当している。この数はイギリスにある企業数のうち 99.9% を占めている。SMEs の数は 2010 年に比して 120 万社増加しており、1,630 万人の従業員を抱えていることになる。この数はイギリスの公的セクター以外の労働者数の実に 60% になる。』
(8_9_10)

⁵ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/section/382>

⁶ 2019年3月25日現在の 1 £ (1 ポンド) = 145 円

⁷ <https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-business-energy-and-industrial-strategy>

⁸ <https://www.gov.uk/government/publications/making-tax-digital/overview-of-making-tax-digital>

⁹ <https://www.gov.uk/government/organisations/hm-treasury>

¹⁰ <https://www.gov.uk/government/organisations/hm-revenue-customs>

3. ドイツ

ドイツの中小企業は、ドイツの屋台骨と呼ばれているが、その定義については様々なものがあり一義的な定義はない。

なお、ポンのドイツ中小企業研究所（The Institut für Mittelstandsforschung Bonn、以下「IfM Bonn」という。）の基準では以下のように定義している¹¹。

【図表 1：ドイツ中小企業研究所の中小企業分類と基準】

会社の分類	従業員数	年間売上高
小規模事業者	10 人未満	€200 万以下 ¹² (248 百万円以下)
小規模企業	50 人未満	€1,000 万以下 (1,240 百万円以下)
中規模企業	500 人未満	€5,000 万以下 (6,200 百万円以下)
中小企業 (総称)	500 人未満	€5,000 万以下 (6,200 百万円以下)

また、ドイツの中小企業を現す言葉としてミッテルシュタント (Mittelstand) というものがあり、前述の IfM Bonn によれば、以下のように定義されている¹³。

- ・ 2 名までの自然人またはその家族メンバーが直接的または間接的に株式の 50% 以上を保有していること
- ・ その自然人が企業の経営に関与している会社であること

ミッテルシュタント企業、ファミリー企業及びオーナーにより管理された企業は同義語として扱われている。尤も、ミッテルシュタントのなかにも前段で述べた中小企業 (総称) の規模を超える世界的規模のファミリー企業も存在することから「同族企業=中小企業」あるいは「中小企業=同族企業」とは言えない点に留意する必要がある。

4. 韓国

韓国の中小企業は、中小企業基本法で業種別に基準を定めて定義しており、それによれば以下の通りとなる。

- ・ 業種別に定める規模基準未満であること (詳細は省略)
- ・ 業種別に定める 3 年平均売上額の基準未満であること
- ・ 以下に示す他企業との独立性基準を満たすこと
 - ・ 相互出資制限企業集団に属しないこと

¹¹ <https://en.ifm-bonn.org/definitions/sme-definition-of-ifm-bonn/>

¹² 2019年3月25日現在の1€ (1 ユーロ) = 124 円

¹³ <https://en.ifm-bonn.org/definitions/definition-deutscher-mittelstand/>

- ・資産 5,000 億ウォン¹⁴以上の法人が 30%以上の株式を所有する最大株主ではないこと
- ・関係会社制度に属する場合、出資比率に該当する平均売上額を合算して業種別に定める規模基準未満であること

5. 日本

日本の中小企業は、中小企業基本法にて、中小企業者の範囲と小規模企業者の定義を以下の表のように規定している¹⁵。

また、中小企業基本法の中小企業者の範囲は、個別の中小企業施策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、各法律や支援制度における「中小企業者」の定義と異なることがある¹⁶。

【図表 2：中小企業基本法の中小企業者と小規模企業者の範囲】

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (②～④を除く)	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
③サービス業	5 千万円以下	100 人以下	5 人以下
④小売業	5 千万円以下	50 人以下	5 人以下

一方、法人税法においては、「中小法人」とは、普通法人のうち各事業年度終了の時に於いて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものと定義しており、中小企業基本法のような従業員の人数要件はない¹⁷。

さらに、租税特別措置法では、「中小企業者」を以下のように定義している。

- ・資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人

ただし、同一の大規模法人 1 に発行済株式または出資の総数または総額の 2 分の 1 以

¹⁴ 2019年3月25日現在の1₩ (1ウォン) =0.097円

¹⁵ 中小企業庁のホームページ (https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q1) より

¹⁶ 中小企業基本法上においては、「中小企業の定義」ではなく「中小企業者の範囲」、「小規模企業」ではなく「小規模企業者」と規定している。

¹⁷ 各事業年度終了の時に於いて、保険業法に規定する相互会社等や大法人との間に完全支配関係がある普通法人などは中小法人から除かれる。また、「中小企業等」とした場合には、公益法人等又は協同組合等及び人格の無い社団等も含む。

上を所有されている法人及び 2 以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上を所有されている法人を除く。

- ・資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人

6. 小括～各国の中小企業の概要比較～¹⁸

アメリカ、イギリス、ドイツ、韓国及び日本における中小企業に関する基本的な経済指数は図表 3 の通りである。

各国の共通の特徴としては、中小企業は企業数のほとんどを占め、アメリカを除き雇用者数の割合も過半を超える反面、大企業に比べ従業員一人当たりの付加価値額が低い点が挙げられる。しかしながら、雇用者数の大きさは、個人消費を通じ、各国の GDP の成長に寄与していることが推定でき、加えて、40%前後の生産額をも考慮したときには、正に中小企業は各国の「経済のエンジン」であると言える。

¹⁸ https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2016fy/000524.pdf の各国の統計データより抜粋

【図表 3：各国の中小企業に関する経済指数の比較】

	アメリカ	イギリス	ドイツ	韓国	日本
中小企業の企業数	5,707,941 社 (2012 年)	5,236,390 社 (2014 年)	3,644,758 社 (2012 年)	3,415,863 社 (2013 年)	3,578,176 社 (2016 年)
全企業に占める割合	99.7%	99.9%	99.5%	99.9%	99.7%
中小企業の雇用者数	56,062,893 人 (2012 年)	15,159,000 人 (2014 年)	15,972,290 人 (2012 年)	13,421,594 人 (2013 年)	25,849,303 人 (2016 年)
全企業に占める割合	48.4%	60.1%	59.4%	87.5%	64.2%
中小企業の生産額	N/A	828,234 百万ユーロ (1,027 千億円) (2012 年)	1,304,595 百万ユーロ (1,617 千億) (2012 年)	7,398,595 億ウォン (717 千億円) (2013 年)	N/A
全企業に占める割合	44.6%	43.4%	32.4%	47.6%	N/A
中小企業の付加価値額	N/A	416,859 百万ユーロ (516,905 億円) (2015 年)	N/A	(注 1) (2014 年)	1,131,964 億円 (2011 年)
全企業に占める割合	44.6%	48.1%	56.5%		54.5%
従業員一人当たりの付 加価値額	94,742 ドル ¹⁹ (10,402 千円) (2010 年)	56,200 ユーロ (6,968 千円) (2015 年)			(注 2) (2016 年)
従業員一人当たりの付 加価値額 (零細企業)			34,181 ユーロ (4,238 千円) (2013 年)		
従業員一人当たりの付 加価値額 (小企業)			40,921 ユーロ (5,074 千円) (2013 年)	63,274 千ウォン (6,137 千円) (2013 年)	
従業員一人当たりの付 加価値額 (中企業)			51,282 ユーロ (6,358 千円) (2013 年)	66,248 千ウォン (6,426 千円) (2013 年)	

(注 1) 製造業の付加価値額 2,481,834 億ウォン (全企業の 49.5%)、建設業の付加価値額 527,290 億ウォン (全企業の 59.9%)、運輸業の付加価値額 287,220 億ウォン (全企業の 52.4%)

(注 2) 製造業の一人当たりの付加価値額 549 万円 (大企業は 1,320 万円)、非製造業の一人当たりの付加価値額 558 万円 (大企業は 1,327 万円)²⁰

¹⁹ 2019年3月25日現在の1\$ (1ドル) = 109.8円

²⁰ 中小企業庁 中小企業白書 2018 (<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/>) より抜粋

III. 各国の相続税制の状況

事業承継税制はあくまで相続税制（贈与税制を含む）の一部であり、事業承継税制のあり方を検討する場合は、主要先進国の相続税制についても、その概要を把握する必要がある。本章では研究対象とした主要先進国の状況について、それぞれの特徴を明確にする。

1. アメリカ

(1) 概要

アメリカの現行の連邦遺産税（Federal Estate Tax）は、今から約 100 年前の 1916 年の税制改正によって創設された²¹。

その後、1998 年のアメリカ議会の合同経済委員会での「遺産税はその利点をはるかに超える納税者、経済への負担と障害を生み、また不公正な制度である」、「（遺産税は）中小企業を解体させる主要な原因となっている」などの主張を受け、2001 年のブッシュ政権下で、連邦遺産税の基礎控除を段階的に引き上げるとともに最高税率を引き下げ、最終的に 2010 年に連邦遺産税を廃止することを定めた「経済成長減税調整法（Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001）」を可決した。しかし、この法律には、サンセット条項²²が付帯され、2010 年以降の連邦遺産税の廃止を恒久化することまでには至らなかった。

2010 年のオバマ政権下では、「減税、失業保険再延長及び雇用創出法（Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010）」が可決された結果、2001 年に可決した連邦遺産税の廃止は 2010 年の 1 年のみとなり、2011 年には連邦遺産税が復活することになった。しかし、その後のオバマ政権下でも基礎控除は年々増加し、2017 年には 549 万ドル（約 6 億 280 万円）にまで増加した。

なお、以下の連邦遺産税・贈与税の税収の推移の図表 4 から分かるように、連邦政府の歳入に占める遺産税・連邦贈与税の税収割合は決して高くはなく、その割合も年々減少傾向にある。

²¹ 1797 年から 1802 年まで無遺言死亡者の財産に印紙税という形で課した死亡税（Death Tax）という原始的な遺産課税制度があった。また、1862 年から 1870 年まで南北戦争の資金調達のため相続税（Legacy Tax）と承継税（Succession Tax）が課され、その後、1898 年から 1906 年まで遺言書の検査（Probates of Wills）と遺産管理状（Letters of Administration）に印紙税が課税されていた。

²² サンセット条項（sunset provision）とは、一定期間が経過すると自動的に失効する条項。

【図表 4：連邦遺産税・贈与税の税収の推移】

年	連邦政府歳入合計	連邦遺産税・贈与税	歳入割合
2001年	1,991,082 百万ドル (21,862 百億円)	28,400 百万ドル (311 百億円)	1.4%
2005年	2,153,611 百万ドル (23,646 百億円)	24,764 百万ドル (271 百億円)	1.1%
2010年	2,162,706 百万ドル (23,746 百億円)	18,885 百万ドル (207 百億円)	0.9%
2015年	3,249,887 百万ドル (35,683 百億円)	19,232 百万ドル (211 百億円)	0.6%
2019年(予想)	3,422,301 百万ドル (37,576 百億円)	16,824 百万ドル (184 百億円)	0.5%

アメリカの連邦遺産税の申告者数については、2001年には推定で109,600人であり、そのうち連邦遺産税の納税額が生じた納税者数は推定で50,500人となっていた。その後、約20年間の大幅な減税政策の結果、2019年には、連邦遺産税の申告者数は予想で11,300人、そのうち連邦遺産税の納税額が生じる納税者数は予想で5,500人となり、2001年の実績に10分の1程度にまで劇的に減少する見通しとなった²³。

さらに、トランプ大統領は、2018年度の予算教書にて「子供に家族事業を引き継ぎたいと考えている農家や小規模個人事業主を不利にしている遺産税を廃止する」²⁴との主張もされており、2001年のブッシュ政権時と同様に、今後遺産税廃止についての議論が再開することも予想されている。

(2) 納税義務者・申告

アメリカでは、被相続人に代わりその負債を返済し、残余財産を相続人等に分配する役割を遺産財団(Estate)が担うことになり、遺産税の納税義務もその遺産財団が負うことになる。なお、遺産財団の運営は、その代表者である遺言執行人(Administrator)または遺産管理人(Executor)が行う。

相続開始後9ヶ月以内に、内国歳入庁に連邦遺産税申告書を提出するとともに連邦遺産税を納付しなければならない。ただし、その申告期限までに税額が確定できない場合は、申告の延長申請書(Form4678)を提出することで、6ヶ月間申告を延長することができる。ただし、その申告を延長する場合であっても、9ヶ月以内に仮に計算した税額を納付する必要がある。なお、納税猶予については、最長で1年間延長することができ、一定の条件を満

²³ <https://www.taxpolicycenter.org/briefing-book/how-many-people-pay-estate-tax>

²⁴ 西島万季人「欧米主要国における最近の税制改革の動向」財務総合政策研究所『財政金融統計月報』第782号

たせば 10 年間の延長が認められ、分割で納付することも可能になる。

(3) 基礎控除・税率

下記の遺産税の基礎控除と最高税率の推移の図表のとおり、この約 20 年間、アメリカの連邦遺産税の基礎控除は増加されるとともに税率も低下した。特に、2018 年のトランプ政権下では、基礎控除が前年の約 2 倍の 1,118 万ドル（約 12 億 2,980 万円：110 円／ドル換算）へと増加した。

【図表 5：基礎控除と最高税率の推移】

年	基礎控除	最高税率	年	基礎控除	最高税率
2001 年	\$ 675,000 (7,412 万円)	55%	2010 年	廃止	廃止
2002 年	\$ 1,000,000 (10,980 万円)	50%	2011 年	\$ 5,000,000 (54,900 万円)	35%
2003 年	\$ 1,000,000 (10,980 万円)	49%	2012 年	\$ 5,120,000 (56,218 万円)	35%
2004 年	\$ 1,500,000 (16,470 万円)	48%	2013 年	\$ 5,250,000 (57,645 万円)	40%
2005 年	\$ 1,500,000 (16,470 万円)	47%	2014 年	\$ 5,340,000 (58,633 万円)	40%
2006 年	\$ 2,000,000 (21,960 万円)	46%	2015 年	\$ 5,430,000 (59,621 万円)	40%
2007 年	\$ 2,000,000 (21,960 万円)	45%	2016 年	\$ 5,450,000 (59,841 万円)	40%
2008 年	\$ 2,000,000 (21,960 万円)	45%	2017 年	\$ 5,490,000 (60,280 万円)	40%
2009 年	\$ 3,500,000 (38,430 万円)	45%	2018 年	\$ 11,180,000 (122,756 万円)	40%

(4) 課税財産・非課税財産・控除等

連邦遺産税は、人の死亡時における財産の移転に対して課される租税であり、原則として、被相続人が死亡した時点において権利を有していたすべての財産が課税対象となる。また、第三者と共有（Tenancy in Common）されていた財産は、被相続人の持分の公正な市場価額が課税対象となり、夫婦で合有（Tenancy by the Entirety）されていた財産は、公正な市場価額の 50% が課税対象となる。

葬儀費用、遺産管理費用（法務・会計・税務費用等）、遺産に付与された譲渡抵当等の債務、災害及び盗難損失、政府・地方公共団体・慈善団体等への遺贈、配偶者控除²⁵並びに州

²⁵ 配偶者が米国市民である場合、配偶者が取得した遺産は、無制限に総遺産価額から控除することができる（法 2523 条）

の遺産税・相続税等については、総遺産価額から控除することができる。

(5) その他の関連税制

①贈与税との関係

アメリカでは、1976年以降、個人の生涯にわたる財産の移転（贈与・相続）についても、総額に対して課税する統一移転税制（Unified Transfer Tax）を採用している。よって、連邦遺産税の計算においては、過去に行われた生前贈与についても課税遺産総額に含まれる一方で、過去に納税した贈与税は、遺産税の納税額から控除することになる。

②州税としての遺産税や相続税

アメリカでは、連邦遺産税の他に、下記のように州税としての遺産税や相続税が存在する州もある（詳細は、VII. 付録「アメリカの各州の遺産税と相続税の税率と基礎控除（2018年）」を参照）。

- ・州税としての遺産税（State Estate Tax）がある州
コネチカット、ハワイ、イリノイ、メイン、メリーランド、マサチューセッツ、ミネソタ、ニューヨーク、オレゴン、ロードアイランド、バーモント、ワシントンの12州とワシントンDC
- ・州税としての相続税（State Inheritance Tax）がある州
ネブラスカ、アイオワ、ケンタッキー、ペンシルバニア、メリーランド、ニュージャージーの6州（メリーランドでは、州税としての遺産税と相続税の両方がある）

2. イギリス

(1) 概要

イギリスの相続税（Inheritance Tax）は、1984年相続税法（Inheritance Tax Act 1984）に規定されている。イギリスの相続税法の前身は、資本移転税²⁶（Capital Transfer Tax）と呼ばれる税目であったが、1984年に成立した相続税法に置き換わり現在に至っている。両者の大きな相違点は、資本移転税では生前贈与に即時課税していたのに対し、1984年相続税法では、生前贈与について、ほとんどの場合贈与時には課税することなく、相続が発生した際に、被相続人の死亡前7年以内に行われた贈与についてのみ相続税の対象に取り込んで課税する方式が採られたことである²⁷。

(2) 納税義務者・申告

相続が発生した場合、被相続人の遺言があるときは遺言で指定された遺言執行者

²⁶ ‘Capital Transfer Tax’ を筆者が訳したもの

²⁷ HMRC Inheritance Tax Manual 04010

(Executor)が、遺言がないときは裁判所が指定した親族である管理者(Administrator)が、代理人(Personal representative)として遺産を調査し、原則として被相続人の死亡日の属する月の末日から12ヶ月以内に申告書の提出と納税を行う義務を負う²⁸。

また、税務当局との合意を条件に、売却に時間を要する資産に係る相続税については、10年間の均等分割納付も可能になる²⁹。

(3) 基礎控除・税率

遺産の額のうち325,000ポンドまではゼロ税率適用部分(Nil-rate band)とされるため、この325,000ポンド部分は実質的に基礎控除額として機能することとなる。そして、この325,000ポンドを超える部分に対しては一律40%の税率が適用される³⁰。

(4) 課税財産・非課税財産・控除等

相続が発生した場合、被相続人の所有していた財産は、その死亡の直前における時価にて相続人等に移転(transfer)したものとみなされ、被相続人が死亡の直前に所有していたすべての財産に対して相続税が課される³¹。ただし、主な非課税財産として以下のものがある。

- ・配偶者間で移転される財産(1984年相続税法18条(1))
- ・慈善団体等に対して移転される財産(同法23条(1))
- ・政党に対して移転される財産(同法24条)
- ・公共住宅供給者に対して移転される土地(同法24A条(1))
- ・国に対して移転される財産(同法25条(1))

(5) その他の関連税制

個人から個人に対する財産の生前贈与(Lifetime transfer)については、原則では相続税の課税対象(Chargeable transfer)とされるが³²、信託に供される財産等一部のものを除き、大部分の財産の贈与については贈与の時点で課税されることはない³³。

相続が発生した場合において、被相続人が行っていた生前贈与について精算的に相続税が課せられることとなるが、生前贈与のうち被相続人の死亡日の7年前に行われた贈与に

²⁸ HMRC Inheritance Tax Manual 05013、1984年相続税法216条(6)

²⁹ 経済産業省(貿易経済協力局貿易振興課)委託調査「平成28年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業(対内直接投資促進体制整備等調査(諸外国における相続税等調査))」、2017年、デロイトトーマツ税理士法人 p36

³⁰ 1984年相続税法附則1条

³¹ 1984年相続税法5条(1)

³² 1984年相続税法1条

³³ HMRC Inheritance Tax Manual 14511、イギリスには贈与税という税目は存在しない。

関しては、相続税の課税対象から除外されている³⁴。つまり、相続時に生前贈与加算を受けて課税対象とされるのは、相続開始前 7 年以内に行われた贈与財産だけであり、それより前に行われた贈与は結果的に贈与時点でも相続時点でも免税となる³⁵。

このため、個人から個人への生前贈与は、贈与時点では免税見込贈与 (Potentially Exempt Transfer、以下「PET」という。) と呼ばれ³⁶、贈与の日から 7 年間を経過しても贈与者が生きている場合、それ以後はその贈与は免税贈与 (Exempt Transfer) と呼ばれる³⁷。一方、免税見込贈与を行った後 7 年以内に贈与者が死亡した場合には、免税見込贈与は failed PET と呼ばれ、相続税の課税対象となる³⁸。贈与者の 7 年以内死亡により生前贈与に対して相続税が課税される場合、1 年あたり 3,000 ポンドの基礎控除 (Annual exemption) が適用される³⁹。つまり、課税対象となるのは年間 3,000 ポンドを超える生前贈与があった場合のその超過部分ということになる。また、その場合の税率は、その生前贈与から相続発生までの期間の長さに応じ、相続税の基本税率 40% に対して段階的に 2 割から 8 割の範囲内で軽減する規定がある⁴⁰。

3. ドイツ

(1) 概要⁴¹

ドイツにおける近代的な相続税の起源は、1873 年のプロイセンに始まり、他のドイツ領邦もこれに追従した。1906 年には、帝国法の発生と共に相続税 (遺産取得税) の基礎がドイツ全体で統一され、相続税は帝国に属する国税となった。

1925 年には、資産課税評価の専門立法として帝国評価法が確立し、相続税評価の基準となった。

1945 年には、相続税は再び州税となり、1974 年には 2 度目の統一評価を導入する改正が行われた。しかしながら、その後のドイツ経済のインフレに対応する改正は硬直的となると共に、相続税控除額が物価上昇などを考慮せずに 20 年以上変更されなかったことなどから、事業経営者にとっては大きな負担となっていた。また、土地の課税標準については 1964 年以降 30 年以上も統一評価の改定を行わなかったため、他の資産との評価格差による不公平

³⁴ 1984 年相続税法 7 条(5)

³⁵ GOV. UK Inheritance Tax. <https://www.gov.uk/inheritance-tax/gifts>

³⁶ 1984 年相続税法 3A 条(1)

³⁷ 1984 年相続税法 3A 条(4), HMRC Inheritance Tax Manual 14511 においては贈与後 7 年を経過し免税が確定した免税見込贈与は'successful PET'と表現されている。

³⁸ HMRC Inheritance Tax Manual 14511

³⁹ 1984 年相続税法 19 条

⁴⁰ 1984 年相続税法 7 条(4)、生前贈与から相続開始までの期間が長ければ長いほど税率の軽減割合も大きくなる。

⁴¹ 日本公認会計士協会「相続・贈与に係る税制について―相続税と贈与税の一本化の方向性―」、『租税調査会研究報告』第 13 号、2004 年、p.16

を引き起こす結果となった。

そして、1995年には、連邦憲法裁判所から、統一評価に基づく相続税は違憲であるとの判決が下され、この判決を受けての1997年の改正法においては、相続税の不動産評価に関する新しい評価方法として必要都度評価方式が1996年1月1日より遡及して導入された。同時に、この改正では、税クラスを3段階へ簡素化し、最高税率を50%へ引下げ、各種控除額を増額するなど、事業承継者及び事業財産への優遇措置等が連邦憲法裁判所の判決を受け入れる形で行われた⁴²。

(2) 納税義務者・申告

ドイツでは、遺産取得税方式による単純累進税率に一定の調整を行う方式を採用しており、財産を取得した相続人（又は受贈者）が納税義務を負う。

相続人は、その相続による財産の取得を認識した日から3ヶ月以内に申告及び納税しなければならない。なお、事業資産、農林業資産及び居住不動産については、一定の条件を満たせば、無利子で最長で10年間納税を延期することができる。

(3) 基礎控除・税率⁴³

①以下のクラス別の人的控除額を控除し、相続人ごとの純課税遺産額を算出する。

【クラスⅠ（第1分類）】

- a. 500,000 ユーロ：配偶者
- b. 400,000 ユーロ：子供、養子、継子
- c. 400,000 ユーロ：死亡した子供の子供
- d. 200,000 ユーロ：生存する子供の子供
- e. 100,000 ユーロ：相続の場合の父母及び祖父母

【クラスⅡ（第2分類）】

20,000 ユーロ：生前贈与の場合の父母、祖父母等の直系尊属、離婚した元配偶者、パートナーシップを解消した元パートナー等

【クラスⅢ（第3分類）】

- a. 500,000 ユーロ：生活パートナー
- b. 20,000 ユーロ：その他

その他、財団、社団等に対して2,000ユーロの基礎控除がある。

②上記①で算出した純課税遺産額に以下の税クラスによる税率が課される。

【クラスⅠ】 7~30%

⁴² 野田裕康「ドイツ相続税の諸問題」、二松学舎大学国際政経論集8号、pp.177-179

⁴³ 2009年の相続税・贈与税法による控除額及び税率

【クラスⅡ】 15～43%

【クラスⅢ】 30～50%

(4) 課税財産・非課税財産・控除等⁴⁴

被相続人の死亡財産額から、債務及び葬儀費用等を差し引き、被相続人の相続財産額を算出する。その際、控除できる債務は、被相続人の死亡時の債務のみではなく、余剰共同制(夫婦財産の清算)等で生じた債務も控除できる。また控除可能な葬儀費用等には、墳墓費用、墳墓維持費、相続の争議解決費、遺産分割費用なども含まれる。

(5) その他の関連税制

各相続人に分割された相続財産額に、相続開始前10年間の生前贈与により取得した財産を加算すると共に、10年以内に納税された贈与税額を差し引き、相続税額を算出する(10年間累進課税方式)。

4. 韓国

(1) 概要

韓国の相続税は、1934年6月に公示された「朝鮮相続税令」が起源とされ、1950年3月22日に法律第114号にて「相続税法」が制定され、1950年4月に「贈与税法」が制定された。その後、1952年11月に贈与税法が廃止され相続税法に統合され、1996年12月30日法律第5193号で法令の名称を「相続税法」から「相続税及び贈与税法」と変更して全面的に改編され、現在の法令の基礎となっている⁴⁵。

韓国では、2011年から2015年に財産を相続した145万人のうち相続税を納付したのは32,330人であったとの報道があり、相続税を納税している納税者の割合は2%程度と言われている⁴⁶。

また、韓国の国税庁によると、相続税の申告税額は毎年増える傾向にあるが、税収全体のうちで1%にも満たなく、2016年時点で相続税の申告税額は1兆9,949億ウォンで、昨年の全体税収242兆6,000億ウォンの0.8%に過ぎなかった⁴⁷。

⁴⁴ 日本公認会計士協会「相続・贈与に係る税制について―相続税と贈与税の一本化の方向性―」、『租税調査会研究報告』第13号、2004年、p.17

⁴⁵ 税理士法人チェスター「海外財産・海外居住者をめぐる相続税の実務」清文社、2017年、p.143

⁴⁶ ハンギョレ新聞(インターネット版)「韓国で5年間に延べ1兆4兆円相続したが…相続税納めた人はわずか2%」
<http://japan.hani.co.kr/arti/economy/25348.html> (2019年4月13日アクセス)

⁴⁷ もっと!コリア(インターネット)『韓国の相続税率、世界最高の「65パーセント」』
http://mottokorea.com/mottoKoreaW/Business_list.do?bbsBasketType=R&seq=54808 (2019年4月13日アクセス)

(2) 納税義務者・申告

韓国では、遺産課税方式を採用しながらも、相続財産を取得した相続人が連帯して納税義務を負う。

相続人は、相続開始日が属する月の末日から 6 ヶ月以内に相続税申告及び納付が必要となる。なお、被相続人が外国に住所を置いている場合または相続人全員が外国に住所を置いている場合は 9 ヶ月以内となる。ただし、申告により相続税が確定されるわけではなく、課税庁が納税義務者からの申告に基づき全件税務調査を実施し、課税標準及び税額を決定し通知を行うことから賦課課税方式を採用していると言える。

なお、戦争、事変またはこれに準じる非常事態としての作戦任務中に死亡するか、その作戦任務中の負傷、疾病により死亡して相続が開始される場合は、相続税は課されない。

(3) 基礎控除・税率

基礎控除は、2 億ウォン+相続人一人につき 5,000 万ウォンである。その他に、以下の配偶者控除と人的控除がある。

- ・配偶者控除：法定相続分までは全額控除可能（ただし、上限額は 30 億ウォン）
- ・子供：一人当たり 5,000 万ウォン
- ・65 歳以上の高齢者：一人当たり 5,000 万ウォン
- ・未成年者：1,000 万ウォン×19 歳に達するまでの年数
- ・障害者：1,000 万ウォン×期待余命年数に達するまでの年数

なお、一括控除として、配偶者控除の金額と人的控除の金額を合算した金額が 5 億ウォンに達しない場合には 5 億ウォンの控除を受けることができるが、配偶者が単独で相続する場合には、一括控除は適用されない。

相続税の税率は、以下の通り 10～50%であるが、相続人等が孫以下の直系卑属である場合には、30%又は 40%の付加税が加算される。

【図表 6：韓国の相続税の税率】

課税標準	税率
1 億ウォン以下 (970 万円以下)	10%
1 億ウォン超 5 億ウォン以下 (970 万円超 4,850 万円以下)	20%
5 億ウォン超 10 億ウォン以下 (4,850 万円超 9,700 万円以下)	30%
10 億ウォン超 30 億ウォン以下 (9,700 万円超 29,100 万円以下)	40%
30 億ウォン超 (29,100 万円超)	50%

(4) 課税財産・非課税財産・控除等

相続開始前の 10 年間に被相続人が相続人に贈与した財産及び相続開始前の 5 年間に被相

続人が相続人でない者に贈与した財産については課税財産に加算される。

公課金・債務・葬式費用は、葬式に直接要した金額で、500 万ウォンに達しない場合は 500 万ウォンとし、1,000 万ウォンを超過する場合には 1,000 万ウォンが限度額となる。また、納骨施設または自然葬地の使用に要した金額については、上記の金額とは別に 500 万ウォンを限度に控除できる。その他、国家、地方自治体、公共団体、政党及び社内勤労福祉基金等に遺贈した財産は非課税となる。

(5) その他の関連税制

相続開始日前 1 年以内に被相続人が負担した債務残額が 2 億ウォン以上の場合及び相続開始日前 2 年以内に 5 億ウォン以上の場合において、その債務の用途が明らかでない場合には、以下の区分により用途が立証されていない金額を相続税課税価額に算入する。

- ・用途が立証されていない金額が 2 億ウォンまたはその負担した債務残額の価額の 20% に相当する金額のうち、少ない金額に達しない場合：
負担した債務の用途がすべて立証されたものとみなす
- ・用途が立証されていない金額が 2 億ウォンまたはその負担した債務価額の 20% に相当する金額のうち、少ない金額を超過する場合：
その超過する金額を用途が立証されていないとみなし、相続税課税価額に算入する。

5. 日本

(1) 概要

日本の相続税は、国税として 1906 年（明治 38 年）に遺産税方式で導入された。税による富の再分配及び所得税の逋脱額の精算（所得税の補完税としての性質）が課税目的である。

その後、1950 年（昭和 25 年）のシャープ勧告に基づき、遺産取得税方式に変更されたが、法定相続分に基づく相続税の総額計算を採用したことから、純粹な遺産取得税方式とは解されていない。なお、アメリカと異なり、日本の地方税には遺産税・相続税に相当する税目はない。

日本の相続税の税収は概ね 2 兆円であり、国税収入全体の 3% 程度（2016 年（平成 28 年）度決算）を占める。また、年間死亡者数に占める課税件数は 2014 年までは 5% 程度で推移していたが、2015 年（平成 27 年）には 8% 程度に上昇している。その上昇の要因は、主に同年の税制改正による基礎控除の引き下げにあると考えられる。

(2) 納税義務者・申告

相続税の納税義務者は相続又は遺贈（死因贈与を含む。以下、同じ）により財産を取得した者である。

相続又は遺贈により取得した財産の合計額から遺産に係る基礎控除を差し引いた課税遺産総額について法定相続分に基づき各法定相続人の取得金額を計算し、当該金額に税率を適用し、相続税の総額を計算する。各納税義務者の納付税額は、相続税の総額のうち、その

相続又は遺贈により取得した財産の額に応じて、按分により配賦される。

申告期限は、相続開始日から10ヶ月以内で、被相続人の住所地の所轄税務署に申告しなければならない。

(3) 基礎控除・税率

遺産に係る基礎控除は2015年(平成27年)以降、3,000万円+600万円×法定相続人数であり、税率は10%から55%の累進税率を採用している。

【図表7：日本の相続税の税率】

課税標準	税率
1,000万円以下	10%
1,000万円超 3,000万円以下	15%
3,000万円超 5,000万円以下	20%
5,000万円超 1億円以下	30%
1億円超 2億円以下	40%
2億円超 3億円以下	45%
3億円超 6億円以下	50%
6億円超	55%

(4) 課税財産・非課税財産・控除等

財産の評価については、相続又は遺贈時の価額によるとされるが(相続税法第22条)、実務では、画一的かつ詳細な相続税財産評価基本通達に基づき計算されることが多い。

被相続人の居住用又は事業用の土地等の評価については、小規模宅地等の評価減制度がある(租税特別措置法第69条の4)。

配偶者については、民法上の相続分(相続人の態様別に1/2、2/3、3/4)までは、その取得財産については、税額が軽減され、実質的には課税されない(相続税法第19条の2)。

生命保険金、退職手当金、国等に対する寄付財産について、一定額の非課税規定があるほか、税額控除として、贈与税額控除、未成年者控除、障害者控除、相次相続控除、外国税額控除が整備されている。

一方、相続又は遺贈により財産を取得した者が、被相続人の一親等の血族(その者の代襲相続人を含む)及び配偶者以外の者である場合は、その相続税額の20%が加算される。

(5) その他の関連税制

①生前贈与に対する課税

生前贈与(死因贈与を除く。以下同じ)については、相続税の補完税としての贈与税制が整備されている。なお、贈与税は相続税法で規定され、一税法二税目となっている。

贈与税については、暦年課税方式の基礎控除は年 110 万円であり、税率は 10%～55%となっており、贈与者との関係性と受贈者の年齢により 2 類型に分類して税額を計算する。

また、直系尊属からの住宅資金（300 万円～3,000 万円）の贈与に係る非課税制度（租税特別措置法第 70 条の 2）や教育資金（1,500 万円）の一括贈与に係る非課税制度（租税特別措置法第 70 条の 2 の 2）、居住用不動産に係る配偶者控除（2,000 万円）（相続税法第 21 条の 6）などが整備されているほか、税額控除として、外国税額控除が整備されている。

なお、相続又は遺贈により財産を取得した者が、被相続人から、相続開始前 3 年以内に生前贈与により財産を取得していた場合は、当該贈与財産の贈与時の価額を相続税の課税財産に加算する（相続税法第 19 条）。なお、当該贈与につき、贈与税を納付していた場合は、贈与税額控除として、相続税額から一定の贈与税額を控除できる。

②相続時精算課税方式

60 歳以上の直系尊属から 20 歳以上である子や孫が生前贈与を受けた場合、暦年課税方式に代え、相続時精算課税方式を選択したときは、贈与税の申告を要件として、当該財産の贈与時の価額が、相続時の相続税の課税財産とみなされる。相続時精算課税方式の特別控除は贈与者ごとに 2,500 万円である。また、当該直系尊属からの生前贈与額の累計額が 2,500 万円を超えるときは、その超える部分には 20%の贈与税額が課税されるが、当該税額は、相続税申告時に相続税額から当該贈与税額を控除できる。

なお、相続時精算課税方式を選択した場合、当該贈与者に係るその後の生前贈与については、暦年課税方式に戻ることができない（租税特別措置法第 70 条の 2 の 6）。

6. 小括～各国の相続税制の概要比較～

アメリカ、イギリス、ドイツ、韓国及び日本における相続税制の概要は図表 8 の通りである。特徴としては、日本を除き、最高税率が 50%以下であり、税収割合が 1%に満たない点である。そして、課税割合が高い国はドイツと日本であるが、ドイツは配偶者と子供 2 人の相続人構成の場合、基礎控除は 130 万ユーロ（約 1 億 5000 万円）と高い点が日本（4800 万円）とは大きく異なる。また、イギリスは基礎控除が 325,000 ポンド（約 4400 万円）と日本と同水準であるが、前述の PET による生前贈与の利用により、実質的な基礎控除は高水準にあると言える。アメリカの基礎控除は、増額の歴史であり、所謂トランプ税制により 11,180 万ドル（約 12 億円）まで増額され、課税者数はわずかに 5500 人と推測されるレベルとなっている。これらから、日本を除く、主要先進国においては、相続税による「富の再分配」は所謂「富裕層」の上位の層に機能していると考えられ、日本の相続税の場合は、所謂「中間層」にも課税がなされ、税収の一端を担う税制であることが明示されている。

【図表 8 : 各国の相続税制の比較】⁴⁸

	アメリカ	イギリス	ドイツ	韓国	日本
課税方式	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産課税方式	法定相続分遺産取得課税方式
申告・報告期限	相続開始後9ヶ月以内	相続開始後12ヶ月以内	財産の取得を認識した日から3ヶ月以内	相続開始後6ヶ月以内	相続開始後10ヶ月以内
最高税率	40%	40%	50%	50%	55%
基礎控除等	11,180,000ドル (122,756万円)	325,000ポンド (4,712万円)	人的控除として相続人一人当たり20,000ユーロ(248万円)～500,000ユーロ(6,200万円)	2億ウォン(1,940万円) + 相続人一人当たり5,000万ウォン(485万円)	3,000万円 + 法定相続人一人当たり600万円
配偶者の免除等	あり (米国市民のみ)	あり	人的控除・追加的控除あり	あり (法定相続分まで)	あり (同左)
相続財産に加算される生前贈与	生涯にわたる全ての贈与	相続開始前7年以内の贈与	相続開始前10年以内の贈与	相続開始前10年(相続人以外は5年)以内の贈与	相続開始前3年以内の贈与
課税割合 (相続税が課された者/死亡者)	0.2% (2010年)	1%未満 (2010年)	12.78% (2010年)	約2% (2011～2015年)	約8% (2015年)
相続税等の 税収割合	0.5% (2019年予想値)	1%未満 (2009年)	0.8% (2010年)	0.8% (2016年)	約3% (2016年)

⁴⁸ ・小林和也、塩谷洋子「諸外国における事業承継税制」、公益財団法人日本税務研究センター『税研』165号、2012年、pp.64-77。
 ・ハンギョレ新聞(インターネット版)「韓国で5年間に延べ14兆円相続したが…相続税納めた人はわずか2%」<http://japan.hani.co.kr/arti/economy/25348.html> (2019年4月13日アクセス)
 ・もっと!コリア(インターネット)『韓国の相続税率、世界最高の「65パーセント」』
http://mottokorea.com/mottoKoreaW/Business_list.do?bbsBasketType=R&seq=54808 (2019年4月13日アクセス)
 ・一般財団法人日本税務協会ホームページ「世界の相続税事情」
<http://www.tax-nzk.or.jp/2015/0831112250.html> (2019年4月13日アクセス)

IV. 各国における事業承継税制

前章まで、主要先進国の中小企業の概要と相続税制（贈与税制を含む）の概要について記述してきた。本章では、本稿のテーマである事業承継税制について、主要先進国の概要について、その特徴について明確にする。

1. アメリカ

(1) 概要

アメリカにおいては、認定家族経営事業の特例（Qualified Family-Owned Business）制度が導入されていたが、現在、遺産税の課税財産からの控除等の事業承継税制は存在しない。しかし、非上場株式等の評価において、キーパーソンの欠如に係る一定の配慮がなされるとともに、評価方式においても、インカムアプローチを採用できる点が特徴的である。加えて、非上場株式等の評価については極めて専門的な知見が必要であることから、税務弁護士や公認会計士が認定事業鑑定士・CBA（Certified Business Appraiser）の資格を取得し、評価実務に従事することで、時価評価制度を担保している点は特筆すべきである。

(2) 非上場株式等の評価

①原則的な評価法

連邦遺産税の計算において、遺産の評価は、原則として、被相続人の死亡日における公正な市場価額となる（法 2031 条(a)）。

また、現在の非上場株式等の評価の基礎となる財務省通達 59-60 は、1959 年に公表されたものであり、閉鎖的法人（Closely Held Business）の株式の評価に際しては、以下の（ア）から（ク）の 8 項目を考慮すべき要素として明記している⁴⁹⁻⁵⁰。

（ア）事業の性質及び当該企業の設立当初からの歴史

(The nature of the business and the history of the enterprise from its inception)

補足事項：安定性、成長性、事業の分散の程度、リスクの程度を図る他の要因で、可能なら最近のデータ等を検討

（イ）一般的な経済予測及び当該特定業種における現状と予測

(The economic outlook in general and the condition and outlook of the specific industry in particular)

補足事項：今後の競争環境、ワンマン経営者の喪失と経営承継の可能性等

（ウ）当該株式の簿価と当該事業の財政状態

(The book value of the stock and the financial condition of the business)

49 <http://www.equityvaluationappraisals.com/pdf/IRS-Revenue-Ruling-59-60.pdf>

50 一高龍司「相続税における財産評価の今日的問題－事業承継と種類株－」『日税研論集』68号、180－200頁、2016年

補足事項：過去2年以上にわたる貸借対照表、種類株式の発行の状況等

(エ) 当該企業の収益力

(The earning capacity of the company)

補足事項：できれば、過去5年以上の損益計算書の各項目の検討、特に最近の利益を重視して過去の利益から将来利益を見込むこと

(オ) 配当支払能力

(The dividend-paying capacity)

補足事項：過去の現実の配当支払ではなく配当能力に着目するのであるが、閉鎖的法人は配当を報酬・給与等に転換することが容易であり、配当要素の信頼性は他の要素に比べて低い

(カ) 営業権その他の無形資産価値の有無

(Whether or not the enterprise has goodwill or other intangible value)

(キ) 当該株式の販売高及び評価対象となる株式の単位の大きさ

(Sales of the stock and the size of the block of stock to be valued)

補足事項：少数株は売却が難しく、支配的株式は増価要因となる

(ク) 公開市場における同一又は類似業種の株式で市場又は店頭で取引される株式の価格

(The market price of stocks of corporations engaged in the same or a similar line of business having their stocks actively traded in a free and open market, either on an exchange or over-the-counter)

補足事項：例えば、普通株式のみを発行する法人と種類株式も発行する法人、或いは、衰退傾向にある企業と成長傾向にある企業とは、単純に比較できない点に留意する

1977年には、譲渡制限のある有価証券（Restricted Securities）の評価基準として財務省通達 77-287 が公表され⁵¹、財務省通達 59-60 を補完している。

上記以外にも、非上場株式等の評価に関する基本的なガイドラインとして、内国歳入法（Internal Revenue Code）、財務省規則（Treasury Regulations）、財務省通達、技術アドバイス意見書（Technical Advice Memoranda）、私的通達書（Private Letter Rulings）があるが、いずれの規定においても、画一的な評価方法や公式が定められているわけではないため、税務の専門家等は、常に、裁判上又は学説上の評価に関する判例や主張の動向等にも注視することが求められる。

②代替評価法（Alternative Valuation Method）

遺言執行人（Administrator）または遺産管理人（Executor）は、被相続人の死亡日から6

⁵¹ <https://www.businessvalue.com/resources/Valuation-Cases/Revenue-Ruling-77-287.pdf>

ヶ月経過した日と遺産が実際に処分された日のいずれか早い時点（以下、「代替評価日」という。）における公正な市場価額で評価することを選択できる（法 2032 条 (a)）。ここでの実際の処分とは、遺産の売却のみならず、相続人等への分配も含まれる。

この代替評価法の制度の趣旨は、被相続人の死後に、遺産を構成する財産価値が急激に低下した場合の救済措置と言われている。例えば、中小企業の創業経営者の死後急激に会社の業績が悪化したような場合、原則的な被相続人の死亡時の評価額に替えて、代替評価日における評価額を選択することができる⁵²。

（3）キーパーソンの欠如による評価減⁵³

中小企業の創業経営者やビジネスのカギとなる人物（以下、「キーパーソン」という。）が死亡等により欠如した場合、その会社の株式の評価において、マイナスの影響が生じていないかを検討する余地がある。

内国歳入庁もこの影響については理解しており、財務省通達 59-60 の 4.02 条においても次のように規定している。

「所謂『ワンマン (one-man)』ビジネスの経営者の喪失、特に当該企業の後継となるべく人材が育っていない場合、そのようなビジネスの株式価格に対して否定的な影響を持っている。それ故、この種のビジネスの株式を評価するにおいて、将来の経営への期待に対する経営者の喪失の影響及び事業承継の潜在性の欠如は考慮すべき重要な項目である。他方、経営者の喪失を、一部または全部を相殺する要素も存在する。例えば、ビジネスや資産の性質が経営者の喪失を問題としない場合もある。さらに経営者の喪失が生命保険により適正にカバーされたり、後継経営者が前任の業務を考慮して採用されたりする。これらの要素や他の相殺要素が見つかった場合には、企業の株式を評価する際の経営者の喪失に対して注意深く考慮しなければならない。」

さらに、内国歳入庁の訴訟担当職員向け評価研修の手引書（IRS Valuation Training for Appeals Officers Coursebook）でもキーパーソンの割引については、下記のように議論している。

- ・キーパーソンとは、ビジネスへの貢献が顕著であり、将来の収益レベルが当該個人の喪失により否定的に影響されることが確実な人物である。
- ・財務省通達 59-60 は多くの種類のビジネスにおいて、キーパーソンの喪失は価値に否定的な影響を及ぼすことを認めている。
- ・裁判所はその否定的な影響をキーパーソン不在による割引を適用することによって説明している。キーパーソン不在による割引を適用するかどうかを決定するにおい

⁵² 伊藤公哉「アメリカ連邦税法第 6 版」中央経済社、2017 年、p.600

⁵³ 浅川哲郎「米国における遺産税の歴史的考察：事業承継税制を中心に」『一橋大学機関リポジトリ』、2016 年、pp.3-34

て、次のようないくつかの要素を決定しなければならない。

- ・当該個人は実際に会社の利益レベルに責任を負っているか？
- ・キーパーソンが存在している場合に当該人物は適切に交代できるか？
- ・キーパーソン不在による割引率等を算定するための所定の計算式やフォーマットなどは存在しない。よって、それぞれの場合の事実と状況に基づいて、税務の専門家等が判断することになる。

(4) まとめ

概要に示したように、2001年のブッシュ政権時に、被相続人の課税資産から「認定家族経営事業」(Qualified Family-Owned Business)の権利に係る一定の調整額(最高で675,000ドル)を控除するいわゆる事業承継税制度が一時期存在はしていたが、その後、基礎控除が増加したことなどにより当該制度は形骸化し、現在は上記の非上場株価等の評価規定が存続する程度となった。

2. イギリス

(1) 事業財産減額規定 (Business relief)

イギリスの相続税では、相続税の課税対象財産のうち被相続人が所有していた事業用財産または株式等が含まれる場合、その財産の評価額について一定の要件のもとに50%又は100%減額するという大規模な軽減規定がある⁵⁴。納税猶予制を採る日本の事業承継税制と異なり、この軽減規定は評価減額規定である。

この事業財産減額規定は、事業財産を後継者に生前贈与した場合及び相続により事業財産の承継があった場合のいずれにおいても適用可能である。

(2) 事業承継要件

事業の承継先(後継者)に関する要件は規定されていないため、親族外承継の場合も減額規定が適用されることとなる。ただし、減額規定を適用する条件として、被相続人又は贈与者の財産移転前の最低保有期間 (Minimum period of ownership) が定められており、被相続人又は贈与者は、その財産移転の直前まで最低2年間はその事業財産を保有している者でなければならないとされる⁵⁵。

一方、被相続人の死亡により事業財産を取得した後継者側の財産移転後の保有期間や、事業継続要件に関する規定は見当たらないため、事業財産減額規定の適用可否は相続発生時の現況のみで判定し、確定する仕組みとなっているようである。

ただし、後継者が生前贈与により事業財産を取得し、贈与者がそれから7年以内に死亡したことにより受贈財産が failed PET として相続税の課税対象となるため事業財産減額規

⁵⁴ GOV. UK Inheritance Tax <https://www.gov.uk/business-relief-inheritance-tax>

⁵⁵ 1984年相続税法 106条

定の適用を受ける場合は、後継者はその受贈した事業財産を贈与者の死亡のときまで引続き保有している必要がある⁵⁶。この場合において、後継者が贈与者の死亡前にその財産の一部又は全部を売却等により手放したときは、その手放した財産額の割合に応じて事業財産減額幅が減少することとなる⁵⁷。

(3) 事業財産の範囲と減額割合

評価減額の対象となる事業財産と減額割合は以下の通りである⁵⁸。

- ① 被相続人又は贈与者の事業用財産又は共同事業 (Partnership) の持分 100%減額
- ② 被相続人又は贈与者が支配している非上場会社の株式 (Securities) 100%減額
- ③ 被相続人又は贈与者が所有している非上場の持分 (Shares) 100%減額
- ④ 被相続人又は贈与者が支配している上場会社の株式 50%減額
- ⑤ 被相続人又は贈与者が支配している会社が使用している土地、建物、機械又は設備 50%減額
- ⑥ ⑤と同様の財産で被相続人又は贈与者が受益者となっていたもの 50%減額

(4) 事業の範囲

事業 (Business) の定義は相続税法では規定されていないが、通常の意味における商業・サービス業 (trade) のほか、専門職 (profession) を含むとされる⁵⁹。ただし 1984 年相続税法 103 条(3)の規定によれば、営利を目的としないものは事業に含めないこととされているため、非営利事業用資産や非営利法人の持分等は事業財産減額規定の適用対象外になると考えられる。また、株式等や不動産の売買仲介業者その他の一定の投資事業も、事業財産減額規定の対象外とされている⁶⁰。

(5) 手続

被相続人の死亡又は生前贈与により取得した事業用財産に対する相続税について事業財産減額規定の適用を受けるためには、主要な計算書である IHT400 様式のほかに、事業財産減額規定専用の計算書 IHT413 様式に必要事項を記入して提出しなければならない⁶¹。

(6) まとめ

日本との比較におけるイギリスの相続税法の特徴として、まず日本と異なり遺産課税方式が採用されている点がある。また、生前贈与の取扱いについても、イギリスにおいては贈

⁵⁶ 1984 年相続税法 113A 条(3)

⁵⁷ HMRC Inheritance Tax Manual 25368

⁵⁸ 1984 年相続税法 105 条(1)

⁵⁹ HMRC Inheritance Tax Manual 25051

⁶⁰ 1984 年相続税法 105 条(3)

⁶¹ HMRC Inheritance Tax Manual 25012

与の時点では課税されず、贈与から 7 年以内に贈与者が死亡した場合のみ相続税が課税されるため、贈与者が贈与日から 7 年超健在であればその贈与税は免税となる点も日本との大きな違いである。早期に生前贈与を行うことにより、特に富裕層は相続税負担を大きく節減することができるため、その点が問題視されていないのかどうか確認する必要がある。

イギリスの事業財産減額規定については、まず、日本の納税猶予制度と異なり評価減制度を採っているため、相続時点の現況で要件を満たしていれば、その後の事業継続、株式の継続保有や雇用確保といった条件は問われない。事業用財産の生前贈与の場合は後継者が贈与者の死亡より前にその財産を手放したときには減額規定は働かないが、その場合でも贈与日から 7 年を経過すれば免税贈与扱いとなるなど、後継者にとって非常に有利な制度となっているといえる。また、手続面においても、日本の納税猶予制度のような煩雑な認定申請、申告、継続届出といった作業は不要であり、相続税の申告時に必要な様式を添付するだけで完結できることから、イギリスにおいてこの事業財産減額規定の利用度合いは比較的高いのではないかと推測される。

3. ドイツ

(1) 事業承継優遇税制に関する連邦憲法裁判所の見解⁶²

1995 年 6 月 22 日にドイツ連邦憲法裁判所は、ドイツにおける事業承継税について、下記のような見解を示した。

「立法者は、租税負担の形成にあたって、一定の事業、特に中規模企業の存続が、相続税によって生じる追加的な財政負担によってその存亡の危機にさらされることを考慮しなければならない。それらの企業は、ある特定の目的のために独立しているが、経済的機能単位として組織化された事業は、特別な形式で公共の利益に拘束され、公共サービスの提供を義務付けられている。つまり生産力や労働場の保証人として、特に雇用者に対する義務があり、営業基本法、経営管理法、及び長期間の投資によってもより高い法的拘束性を受けている。その結果として相続人が相続によって事業財産が増加しても、事業と個々の事業関連資産は、他の資産に比べて処分可能性が制限されるため、相続税額に対しその担税力が見合わない。平等原則（Gleichheitssatz, principle of equality；ボン基本法第 3 条①）は相続税負担に伴い事業譲渡や廃業が行われることを要求しているのではなく、相続によって財産や収益力が増加することがないまま、社会拘束性の中で事業を継続する相続人について、事業を継続することによる担税力の減少を考慮しなければならないことを求めている。相続税負担は、事業が継続できるように財政的な危機に瀕することがないように算定されなければならない。」

このような見解から、事業承継優遇税制は、事業継続に伴う相続税負担の減少による優遇税制ではなく、むしろ平等原則に従ったものであり、特に雇用の確保の観点から必要不

⁶² 田中仁美「事業承継税制の現状と課題—事業承継における非上場株式の評価等を中心として—」、熊本学院大学大学院商学研究科商学専攻博士論文、2004年度、p.31

可欠なものであるといえる。

しかし、2014年12月に連邦憲法裁判所は、2009年の相続税・贈与税法において変更された事業資産に対する優遇措置が、平等原則に反するとの見解を示した。本判決は2016年6月30日までに当該規定が改正されなければならないことを判じていたが、改正手続きは難航し、その後、期限が守られない状態で審議が継続していた。

その後、2016年11月9日によりやく以下の内容の新法が施行され、裁判所が示した期日にまで遡って効力を発した。

- ・ 優遇対象資産と管理資産の関係の調整
- ・ 小規模企業対策としての給与総額規定適用従業員数の縮小
- ・ 大規模事業資産収入に対する救済必要性テストの導入
- ・ 大規模事業資産収入に対する優遇割引率低減モデル（Abschmelzモデル）の導入など⁶³

（2）事業承継優遇制度（2009年1月1日から2016年改正前までの優遇制度）⁶⁴

①概要

現行のドイツ相続税・贈与税法（Erbschaftsteuer-und Schenkungsteuergesetz; ErbStG）での事業承継優遇制度は、以下の3つの規定を基軸として構成されている。

- （ア）「第13 a 条から第13 c 条までの評価に関する優遇措置」
- （イ）「第2分類・第3分類の取得者における第19 a 条による税負担の軽減」
- （ウ）「第28条の延納」

2009年に刷新された第13 a 条及び第13 b 条により、農林業資産、事業資産および特定の株式に関する事業承継税制では、相続人または受遺者は85%相当額が評価減（相続税・贈与税法；ErbStG 第13 b 条第4項）とされ、結果として15%が課税対象となるが、その15%についても15万ユーロを限度額として評価額から控除を受けることができる（相続税・贈与税法；ErbStG 第13 a 条第2項）。

②適用要件

- （ア）取得後5年間の人件費総額を一定額に維持するとともに、5年間の株式等を保有すること。

人件費総額は、相続が発生する直前に終了した事業年度から数えて過去5年間の平均年間人件費総額の400%（1年当たり平均で80%）を下回ってはならず、下回った場合に応じて減額され、遡及的に税額の再計算が行われる。なお、事業者本人のみで従業員のいない個人事業や従業員数20人以下の事業所については、5年間の株式等保有期間のみを適用し、人件費基準は適用されない。

⁶³ 西島万季人「欧米主要国における最近の税制改革の動向」財務総合政策研究所『財政金融統計月報』第782号、2017年

⁶⁴ 相続・事業承継法（Erbschaftsteuer-und Schenkungsteuergesetz）

(イ) 納税者の選択により、①取得後7年間、人件費総額を700%に維持する、②保有期間を7年間とする、③管理資産割合が10%を超えないものとする、といった場合には、85%評価減に代えて100%評価減の適用を受けることが可能である（相続税・贈与税法；ErbStG 第13a条第8項）。

(ウ) その他、先代経営者や後継者の要件は特にならない。

なお、2014年の連邦憲法裁判所の判決を受け、以下の事項が改正された⁶⁵。

- ・従業員数20人以下の場合についても賃金維持要件を課す（従業員数3人以下の場合を除く）。
- ・総資産26,000,000ユーロ以上の企業について、税制利用の経済的必要性の説明を要件とする（例えば、資産の流動性が低いため、課税額を支払うことができない等）。

(3) 事業財産の範囲

当該特例の対象資産は、5年間の事業の継続等を要件として、事業資産、農林業資産及び直接保有割合が25%を超える株式等である。ただし、通常取引価格ベースによる総資産に占める管理資産の割合が50%を超える事業資産は、原則として当該特例の対象外とされている。なお、農林業資産、直接保有割合が25%を超える株式等についても同様の規定が適用される。

(4) 手続

相続前の手続はなく、相続時にだけ申告書に事業承継税制の適用を受ける旨を記載した明細書を添付することが求められる。

よって、相続時に適用要件を満たしていたかの調査（査定）があるだけである。また、相続後も税務署が必要と判断した場合または要件を満たさなくなった場合のみ届出が必要になる。

仮に、取り消しになっても要件を充足した年数分については税額が免除され、遡って罰金や利子を課されることはない。

なお、ドイツの制度は猶予制度でもないため、担保の提供も必要ない。

(5) 第2分類・第3分類の取得者における税負担の軽減（相続税・贈与税法第19a条）

上記優遇資産の85%非課税枠を除き、農林業資産、事業資産、株式の相続について、第2分類、第3分類の取得者に限り、第1分類の取得者と税負担を同等にするため、税の差額を税額控除できる。

⁶⁵ 中小企業庁財務課「ドイツにおける事業承継税制の概要」2016年

(6) 延納の特例（相続税・贈与税法第28条1項）

事業資産、農林業資産につき、10年間の延納が可能である。なお、相続の場合のみ利子も免除される。ただし、直接保有割合が25%超の株式は、延納の対象外となる。

(7) 非上場株式等の評価

ドイツでは、資産評価のための「評価法（Bewertungsgesetz；BewG）」という法律が体系化されており、財産の評価に関しては、相続税・贈与税法第12条第1項の評価法がほぼ全面的に適用される。

全ての資産は、基本的には簿価ではなく市場取引価格に基づく評価方式で評価される（評価法；BewG第109条第1項）。非上場株式は、原則として、1年間に取引があった場合はその価格、取引がない場合は資産や収益状況を考慮した評価額である（評価法；BewG第11条第2項）。ただし、公開株式、非上場株式のいずれも特定個人に対する株式保有の集中の特例の事情により、通常取引価格が上記価格を上回る場合には、通常取引価格を評価額とする（評価法；BewG第11条第2項）。また、事業承継における新たな資産評価方法として、単純収益価格方式（Das vereinfachte Ertragswertverfahren）という、事業資産を事業経営の収益観点から評価する手法が2009年に規定され、施行されることとなった（評価法；BewG第199条）。この単純収益価格方式は、一定の条件のもとに今後継続して見込まれる年間収益に資本化係数を乗じて、事業資産の収益価値を計算する評価方式である（評価法；BewG第200条第1項）。

(8) まとめ

ドイツでは、「適切な優遇制度（Zielgenaue Verschonungsregelungen）によって、特に公益に資する財産は相当程度優遇される。よって、事業承継を行う際により広く雇用の確保を行うような企業は、税負担の軽減を受ける。なぜなら、ドイツにおける中小企業や従業員を有する家族企業については、その承継の際に従業員にとってもしばしば重要な局面を与えるからである」とされており、事業承継税制の必要性として特に「雇用の確保」があげられている。

しかし、2014年12月に連邦憲法裁判所にて、2009年の相続税・贈与税法において変更された事業資産に対する優遇措置が平等原則に反するとの見解が示されたことで、2016年11月に改正法が可決されるまで、長い期間を要して事業承継税制の見直しを強いられることとなった。

4. 韓国

(1) 事業承継に対する贈与税の課税特例制度（租税特例制限法第30条の6）

①概要

当該制度は、企業の経営者が生前に子や配偶者に事業を承継することによって、企業の永続性を維持し、経済活力を高めることを目的に2008年に施行された特例制度（以下、

「事業承継支援制度」という。)である。この特例制度は、法人の株式を子又はその配偶者に贈与し、その者が事業承継をする場合には、贈与税の課税価額100億ウォンを限度に、贈与税の課税価額から5億ウォンを控除した後、30億ウォンまでは10%、30億ウォンを超える部分は20%の税率で贈与税を課税し、最終的に、相続時に精算する制度である。

②適用要件等

- (ア) 18歳以上の子が、
- (イ) 60歳以上の父母から、
- (ウ) 中小企業又は中堅企業において、贈与者が10年以上継続して経営した企業の株式の贈与を受けて事業を承継すること。

なお、中小企業の場合には、業種基準・売上規模基準・資産総額5,000億ウォン未満、中堅企業の場合には、業種基準・売上規模基準(3年平均5,000億ウォン未満)を充足しなければならない。

③手続 (租特法施行令第27条の6)

- (ア) 受贈者は贈与税の申告期限まで事業に従事し、贈与日から5年以内に代表理事就任 (7年間代表理事職を維持)



- (イ) 要件調査 (贈与税の賦課決定又は申告是認)



- (ウ) 7年間の事後管理



- (エ) 7年間の事後管理期間中に、以下の追徴事由に該当した場合には、贈与税が追徴される (追徴利率：日歩3銭/年10.95%)。

【追徴事由】

- ・主たる業種を変更した場合
- ・1年以上休業又は廃業した場合
- ・事業が不承継となった場合
- ・贈与日から5年以内に代表理事に就任しない場合や7年間代表理事職を維持しない場合
- ・贈与を受けた株式等の持分が減少した場合

ただし、以下の「追徴除外事由」に該当する場合には追徴しない。

【追徴除外事由】

- ・受贈者が死亡した場合に、その相続人が相続税の課税標準申告期限までに受贈者の地位を承継する場合
- ・贈与を受けた株式を国家又は地方自治体に譲渡する場合
- ・受贈者が病気療養等で事業に直接従事することができない場合

- ・ 合併、分割等で受贈者が最大株主に該当する場合
- ・ 株式の上場により持分比率が減少する場合
- ・ 有償増資により持分比率が減少する場合

(2) 事業相続控除制度（相続税及び贈与税法第18条、施行令第15条）

①概要

当該制度は、1997年に導入され、導入時には、15年以上経営した中小企業を相続する場合に、1億ウォンを限度に控除した。

2008年には、当該制度が本格的に拡大し、事業経営期間が10年以上である企業に対して、事業相続財産価額の20%（限度30億ウォン）を控除し、その後、その割合は40%、70%と拡大するとともに限度額も最大300億ウォンまで拡大した。

2014年以降は、当該制度の対象企業の範囲を売上高3,000億ウォン以下の中堅企業まで拡大することと同時に、事業経営期間によって100%相続控除(最大500億ウォンを限度)するものの、被相続人が保有段階で発生したキャピタルゲインに対しては相続人が譲渡する時点で譲渡所得税による繰延課税をすることとした。

2017年には、事業経営期間が30年以上経過した場合に、500億ウォンを控除し、2019年以降は、相続税納付能力の検証のために事業相続人の事業相続財産以外の相続財産が当該事業相続人の納付する相続税額の2倍を超過する場合には、事業相続控除を適用できないように制限を加えた。

よって、この事業相続控除制度は、一時的に高額となる相続税の納税負担を緩和するものの、後日、株式を譲渡する際に譲渡所得税が課税されるという特性を有している。

②事業相続控除額

10年以上継続して経営した中小又は中堅企業の経営者が死亡した場合に、相続財産に対する事業相続控除額は、以下の通りである（2017.12.19改正）。

- (ア) 被相続人が10年以上20年未満継続して経営した場合：200億ウォン
- (イ) 被相続人が20年以上30年未満継続して経営した場合：300億ウォン
- (ウ) 被相続人が30年以上継続して経営した場合：500億ウォン

③適用要件等

- (ア) 10年以上続いた中小企業経営者の配偶者や18歳以上の子が、
- (イ) 相続開始以前2年以上事業に従事し、
- (ウ) 相続税の申告後2年以内に代表理事に就任し、
- (エ) 10年間従業員を減らさず、
- (オ) 承継した企業の資産を処分せず事業を継続して経営し、
- (カ) 被相続人は事業経営期間のうち次の各号のいずれか一つに該当する期間を代表理事として在職していなければならない。

- (a) 100分の50（上場法人の場合は、100分の30以上）以上の期間
- (b) 10年以上の期間（相続人が被相続人の代表理事等の職を承継して、承継した日から相続開始日まで継続して在職した場合に限定）
- (c) 相続開始日から遡及して10年のうち5年以上の期間

④手続

(ア) 10年以上中小企業を経営した被相続人が残した遺産に対する相続税の申告時に
関連書類を備えて申請



(イ) 申請内容の事実可否の調査（事業承継の事前要件等を調査）



(ウ) 相続税決定（政府賦課）



(エ) 10年間の事後管理



(オ) 10年間の事後管理期間中に、以下の追徴事由に該当した場合には、相続税が追徴される（追徴利率：年1.8%）。

【追徴事由】

- ・ 事業資産の20%（相続開始日から5年内は10%）以上を処分した場合
- ・ 該当相続人が事業に従事しなくなった場合（代表理事未就任、主たる業種変更、1年以上休・廃業又は無実績）
- ・ 株式等を相続した相続人の持分が減少した場合（相続した株式等を物納することによる持分が減少する場合は除く）
- ・ 各事業年度の正規職勤労者数の平均が、相続が開始された事業年度の直前2期の事業年度の正規職勤労者数の平均80%に達しない場合
- ・ 相続が開始された事業年度末から10年間正規職勤労者数の全体平均が、基準雇用人員の100分の100（規模の拡大等で中小企業に該当しなくなった企業の場合には、100分の120）に達しない場合

ただし、以下の「追徴除外事由」に該当する場合には追徴しない。

【追徴除外事由】

- ・ 事業相続した相続人が死亡した場合（相続人が地位承継すること）
- ・ 事業相続財産を国家又は地方自治体に贈与する場合
- ・ 相続人が兵役義務の履行、病気の療養等やむを得ない事由に該当する場合
- ・ 収用又は国家等に譲渡、施設改替、事業所移転等による処分（代替取得しなければならない）
- ・ 合併、分割等の組織変更
- ・ 耐用年数を経過した資産を処分する場合
- ・ 相続人である最大株主が株式を上場するために持分を減少させる場合

(3) 非上場株式等の評価

①評価の原則(相続税及び贈与税法第60条)

相続税及び贈与税法の財産評価は、相続開始日又は贈与日（評価基準日）現在の時価による。上場株式の場合は、評価基準日以前・以後の各2ヶ月間に公表された毎日の証券取引所の最終相場価額の平均額を時価とみなす（相続税法第60条第1項）。

②非上場株式の評価

原則的に評価基準日現在の時価によって評価する。この時に適用される時価は、不特定多数間で自由に取引が成立する場合に、通常的に成立すると認められる価額を適用する。

時価の定義に適合した評価をするためには、評価基準日前後6ヶ月（贈与財産の場合は、3ヶ月）以内に売買・鑑定・収用・競売又は公売等と同じ事例価額が確認される場合には、これを時価とみなす。

このような事例価額が存在しない場合は、補充的評価方法によって評価する。補充的評価方法による1株当たり評価額は、純損益価値と純資産価値をそれぞれ3と2の比率（不動産過多保有法人の場合は、純損益価値と純資産価値をそれぞれ2と3にする）で加重平均した価額とする。ただし、その加重平均した価額が、1株当たり純資産価値の100分の80より低い場合には、1株当たり純資産価値の100分の80（2017.4.1～2018.3.31までは70%）を評価額とする。

（注1）不動産過多保有法人とは、「土地+建物+不動産に関する権利 ≧ 資産総計の50%」に該当する法人をいう。

（注2）1株当たり純損益額=1株当たり直近3年間純損益額加重平均額/10%（企画財政部令告示利率）

(a) 純損益額の加重平均額は、6で割って計算する（評価基準日以前1年となる事業年度の1株当たり純損益額に3、2年となる事業年度の1株当たり純損益額に2、以前3年となる事業年度の1株当たり純損益額に1をかけて計算した金額）。

(b) 以下の7つの要件に該当する場合には、純損益額の加重平均額の代わりに1株当たり推定利益⁶⁶で評価することができる。

なお、推定利益は、信用評価会社⁶⁷、会計法人及び税務法人が計算することが

⁶⁶ 2014年3月14日相続税法令改正があり「1株主当たりの推定利益の平均価額」とは、「資本市場と金融投資業に関する法律施行令」第176条の5第2項により、金融委員会が定めた収益価値に純損益価値還元率をかけた金額をいう。

⁶⁷ 「資本市場と金融投資業に関する法律」第335条の3により、金融委員会から信用評価業許可を取得した社である（許可条件：株式会社、自己資本50億ウォン以上等、7つの条件充足しなければならない）。

できる。

- ・直近3年間の資産受贈利益等が税引き前利益の50%超過
- ・評価基準日前3年以内の合併・分割・増資又は減資をした場合や主たる業種が変わった場合
- ・合併による贈与利益算定のための株式価額算定
- ・直近3ヶ月の事業年度のうち1年以上休業した場合
- ・有形資産処分損益と資産受贈利益が税引き前損益の50%超過(3年加重平均金額)
- ・主たる業種の正常売上の発生期間が3年未満の場合
- ・その他企画財政部長官が定める事由

(注3) 1株当たり純資産価値＝当該法人の純資産価額／発行株式総数

以下の場合には、1株当たり純資産価値のみで評価する。

- (a) 清算中の法人、事業継続が困難な法人、事業開始前の法人、事業開始後3年未満の法人、休業・廃業中の法人及び直近3年間継続して欠損である法人は、純資産価値(営業権未計上)によって評価。しかし法人転換後3年未満の法人等は、営業権を加算して評価
- (b) ゴルフ場等の業種で資産総額のうち不動産の比率が80%以上である法人
- (c) 資産総額のうち株式価額の比率が80%以上である法人
- (d) 残余存続期限が3年以内である法人

(注4) 1株当たり純資産価値＝当該法人の純資産価値／発行株式総数又は換算株式数

(注5) 増資又は減資による換算株式数＝[増資(減資)前の各事業年度末の株式数]×[増資(減資)の直前事業年度末の株式数＋増資(減資)の株式数]／増資(減資)の直前事業年度末の株式数

(注6) 評価審議委員会⁶⁸の審議を通じた非上場株式評価については、納税者の申請によって施行令第5条第6項に規定する評価方法を適用でき、この時に納税者が評価する価額は、補充的評価方法による株式評価額の100分の70から100分の130の範囲内の価額である場合に限定する。

(注7) 最大株主等の保有株式に対する割増評価については、最大株主等が保有する株式等に対しては、その価額の20% (中小企業は10%) を加算するが、議決権のある発行株式総数等の50%超保有時には、30% (中小企業は15%) を加算する。最大株主等とは、施行令第19条第2項に掲げる親族等の特殊関係人をい

信用評価会社として認可を受けた鑑定評価法人としては、証券会社等を例に挙げることができる。

⁶⁸ 2014年12月23日「国税庁訓令第1578号」において制定されており、国税庁および地方国税庁ごとに設置されている。納税者は相続税法上、補充的評価方法によらず、次の4つの方法で評価した金額を申請することができる。

①類似上場法人株価比較方法 ②キャッシュフロー割引方法 ③配当割引方法 ④その他類似した方法

う。ただし、以下の場合は割増評価をしない。

- (a) 継続して3年間欠損法人の株式
- (b) 評価基準日前6ヶ月（贈与は3ヶ月）以内に保有株式をすべて売却した場合
- (c) 合併・増資・減資・現物出資及び転換社債の株式転換による贈与利益を計算する場合
- (d) 相互出資株式（2次出資法人からの割増評価を除く）
- (e) 事業開始3年未満の法人で営業利益がすべて0以下である法人
- (f) 相続税又は贈与税の申告期限以内に法人の清算が確定した株式
- (g) 最大株主から最大株主以外の者が相続又は贈与を受けた場合
- (h) 名義信託による贈与擬制の適用株式

（4）事業承継制度の問題点と今後の対策

中小企業中央会が2017年11月～12月に中小企業500社を対象に実施した事業承継の実態調査によると、調査に参加した中小企業の67.8%は承継計画があり、64.6%は子に継承したいとし、経営1世代であるほど又は代表年齢が高いほど会社を子に譲りたいという意志が強かった。しかし、このうち58.2%は、承継の方法を決定できておらず、これは事業承継制度が現場のニーズを満たしていない結果と解釈できる。事業承継の問題点として「相続税・贈与税等の租税負担」が67.8%で最も高く、次いで資金及び販路等の総合的支援政策の不足が17.4%と続いた。

また、事業相続控除は、10年以上の長期事業者を対象としており、最大株主の株式保有比率が非上場法人は50%、上場企業は30%以上である場合に限定している。さらに、上記の要件を満たしている場合でも、被相続人が事業を10年以上営みながら、その期間の50%以上、10年以上の期間、相続開始日から遡及して10年の期間のうち5年以上の期間等のいずれかに該当する期間中は、代表理事として在職していなければならない。このように、創業者が高齢になっても代表理事をしなければならない点、高い税率、最大株主に対する株式の割増評価、適用後10年間毎事業年度の80%の雇用維持又は10年間の平均で100%の雇用維持を要求するなどの欠点も指摘されている。そして、10年間の事後管理や企業の将来に対する不確実性等の不安定要素を懸念してか、申請企業は、2014年度には106件、2015年度には76件、2016年度には130件のみとなっている。

5. 日本

（1）概要

2008年（平成20年）まで、日本では、法令ベースの事業承継税制は整備されてこなかったため、それ以前は、相続税財産評価基本通達に規定する非上場株式の評価方式の改正により、一定の配慮がなされてきた。

具体的には、納税義務者が支配株主グループに属する場合は、純資産価額方式を前提としながらも、類似業種比準価額方式との併用も認められ、その場合、会社規模が大きいほど、

流通性を重視した類似業種比準価額方式にウエイトをおき、当該流通性についても会社規模別に一定の斟酌率を設定してきた。

一方、納税義務者が非支配株主である場合は、投資利益率を重視した配当還元方式を採用してきた。

(2) 非上場株式に係る事業承継税制（一般制度）の創設

一般制度は、後継者である相続人又は受贈者が中小企業経営承継円滑化法（2008年（平成20年）10月1日施行）の認定を受けた非上場株式を相続又は贈与により、取得した場合において、その非上場株式に係る相続税・贈与税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡により、当該猶予税額が免除されるスキームである。

対象株式は、発行済み株式総数の2/3のうちの80%であり、実質的に約53%が納税猶予の対象となる（租税特別措置法第70条の7の2、第70条の7）。

【適用要件】

- ①後継者は1人に限定される。
- ②承継後5年間の経営承継期間内は雇用確保要件である平均80%を維持すること。
- ③承継後、株式の譲渡、会社の解散・合併した場合、納税期限の確定事由となる。
- ④承継後、後継者の死亡までの期間は、所轄税務署に「継続届出」の提出義務がある。

このように、一般制度は適用要件が厳しく、納税義務者にとっては、慎重な判断が求められる。

(3) 非上場株式に係る事業承継税制の特例（特例制度）の創設

特例制度により、2018年（平成30年）4月1日から2023年3月31日までの間、都道府県に中小企業経営承継円滑化法に規定する特例承継計画を提出し、確認・認定を受けた場合で、特例対象となる非上場株式を相続または贈与により取得したときは、(2)と同様の納税猶予及び免除を受けられる。対象株式は、発行済み株式総数の100%である（租税特別措置法第70条の7の6、第70条の7）。

【適用要件】

- ①後継者は議決権総数の上位3人までが認められる。
- ②雇用確保要件は一般制度と同様だが、経営承継期間内に要件を満たさないことになっても、都道府県に認定支援機関の意見又は助言の記載がある書面を提出するときは、原則として納税猶予は継続される。
- ③(2)の③の場合であっても、一定の減免措置が整備された。
- ④(2)の④に同じ。

このように、特例制度は、一般制度のハードルの高さを大幅に解消するものと言える。

(4) 非上場株式等の評価

非上場株式等の評価については、相続税法第22条の時価評価を法的根拠としているが、

実務上は、国税庁の発遣する「相続税財産評価基本通達」により算定され、課税処理が行われている。

同通達では、支配株主が相続等で取得する場合は、原則的評価方式として、㊦類似業種比準価額方式（評価会社の属する業種の上場会社の株価等に比準する方式）㊧純資産価額方式（相続税評価上の純資産価額で一株当たりの純資産価額を評価する方式）が示され、評価対象会社の規模により、図表9の算式に従い評価される。

【図表9：類似業種比準価額方式の算式】

会社の規模	基本算式	(注)
大会社	㊦	㊧ (㊦>㊧の場合)
中会社の大	㊦×L (90%) + ㊧×10%	同上
中会社の中	㊦×L (75%) + ㊧×25%	同上
中会社の小	㊦×L (60%) + ㊧×40%	同上
小会社	㊧	㊦×50% + ㊧×50%でも可

少数株主が相続等で取得する場合は、特例的評価方式である下記の算式による配当還元方式（配当率により評価額が増減する方式）で評価される。

配当還元価額 = 1株 (50円) 当たりの年平均配当金額 × 1株当たりの資本金等の額
--

日本の中小企業の場合、優良企業ほど、含み益がある資産を有し、かつ、債務が少ないため、純資産価額が高く評価される傾向にある。上記の原則的評価方式においては、中会社または小会社は純資産価額の影響を受け、流通性のない株式にもかかわらず、相続税評価額が高く評価され、納税が困難となる場合が生ずる。

この点が、事業承継税制の創設の端緒となったと言える。

(5) 個人の事業用資産に係る事業承継税制（個人版事業承継税制）の創設⁶⁹

2019年（平成31年）度税制改正にて、個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度「以下「個人版事業承継税制」という。」が創設された⁷⁰。

個人版事業承継税制は、後継者である受贈者又は相続人等が、事業用の宅地等、建物、減価償却資産（以下「特定事業用資産」という。）を贈与又は相続等により取得し、経営承継

⁶⁹ 2019年（平成31年度）の税制改正で、個人の事業用資産（特定事業用資産）についても10年間の時限措置による納税猶予制度が創設されたことで、個人事業に係る事業承継税制は小規模宅地等の評価減制度（個人事業用宅地等の評価減制度）との2本立てになった。

⁷⁰ 中小企業庁「経営承継円滑化法【個人の事業用資産についての相続税、贈与税の納税猶予制度の概要】2019年4月施行」、2019年。

円滑化法の認定を受けた場合には、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと納税を猶予し、後継者の死亡等により、猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度である。

適用期間は、2019年（平成31年）1月1日から2028年12月31日までの10年間であり、特定事業用資産の100%の納税猶予及び免除を受けられる。

【適用要件】

- ①原則として、先代一人から後継者一人へ承継（一定の場合、同一生計親族等からも可）。
- ②雇用確保要件はない。
- ③その事業に係る特定事業用資産のすべてを贈与すること。
- ④納税猶予適用後は、原則として都道府県への報告は必要ないが、所轄税務署へは、3年に一度「継続届出」を提出する義務がある。

なお、「特定事業用資産」とは、先代事業者の事業の用に供されていた次に掲げる資産で、先代事業者の贈与又は相続開始の年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているものをいう。

- ①宅地等：事業の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利で、建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち、棚卸資産に該当しないもの。
- ②建物：事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しないもの。
- ③減価償却資産：固定資産税が課税される償却資産、自動車税又は軽自動車税において営業用の標準税率が適用される自動車等、その他上記に準ずるもの。

6. 小括～各国の事業承継税制の概要比較～

各国の非上場株式の評価や事業承継税制等の概要は図表10の通りである。

日本を除く、主要先進国の事業承継税制の特徴は、①控除制度である点、②控除限度額が85%以上と高い点（日本の一般制度は約53%）及び③韓国を除き事後管理が簡素化されている点である。一方、雇用要件については、日本と同様にドイツ（人件費総額要件）及び韓国（人数要件）でも課せられている。非上場株式等の評価制度は、各国とも多様な評価アプローチを制度化しているが、アメリカの評価実務では、将来キャッシュフローを計算基礎とするインカムアプローチが採用されることが多く、ドイツ・韓国においても、類似した評価アプローチの採用が認容されている。こうした評価アプローチは専門的な知識を必要とされることから、評価を担う専門家（税務法人・公認会計士・弁護士等）の知見が活用されている点は注目に値する。

【図表 10：各国の非上場株式等の評価や事業承継税制等の比較】

	アメリカ	イギリス	ドイツ	韓国	日本
非上場株式の評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・財務省通達等にて規定されている ・キーパーソンの欠如による評価減が可能 	HMRC(英国歳入関税局)と仮定市場価格 (Hypothetical Market Value) について合意しなければならない (事業用資産の特例の対象となった株式は除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・「評価法」にて規定されている。 ・企業の収益力の観点から評価を行う単純収益価格方式を適用することも可能 	評価審議委員会の審議を得て評価することも可能	<ul style="list-style-type: none"> ・財産評価基本通達にて規定されている ・類似業種比準価額又は純資産価額という比較的画一的な方法が認められている ・小規模宅地等の評価減が可能
事業用資産に係る相続税の軽減措置	認定家族経営事業の特例 (Qualified Family-Owned Business) (連邦遺産税法)	事業用資産の評価減制度 (Business Property Relief) (相続税法 1984 年)	事業用資産の非課税制度 (相続税贈与税法第 13a 条、第 13b 条)		<ul style="list-style-type: none"> ・非上場株式等に係る納税猶予制度 ・小規模宅地の特例制度
上記事業承継税制に係る軽減措置の要件： 【対象会社の要件】	<ul style="list-style-type: none"> ・非上場会社であること ・相続人又は被相続人の家族が相続前 8 年間のうち 5 年間実質的に経営に従事すること ・家族で株式を 50% 以上保有すること ・個人事業も対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産管理会社でないこと ・移転前の 2 年間事業用の目的で使用されていること ・個人事業も対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産管理会社でないこと ・承継事業が株式会社である場合は、25% 超保有すること ・承継する事業の価値が 2,600 万ユーロ (3,224 百万円) を超えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・10 年以上継続した企業であること ・業種基準、売上規模基準、資産総額基準等を満たす必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法に規定する中小企業であること (平成 31 年度税制改正により個人事業にも対象を拡大) ・非上場会社であること ・資産保有会社でないこと
【先代経営者の要件】		<ul style="list-style-type: none"> ・財産の移転の 2 年前から保有していること 			<ul style="list-style-type: none"> ・親族以外の複数の株主でも可能

	アメリカ	イギリス	ドイツ	韓国	日本
【後継者の要件】				<ul style="list-style-type: none"> ・ 18 歳以上の子又は配偶者であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表権を有する者であること ・ 議決権割合の 10%以上を有し、議決権保有割合上位 3 人までの同族関係者であること
【事業・雇用等の継続の要件】			<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年間事業を継続すること ・ 人件費の総額を一定基準以上維持すること（従業員 20 人超の場合には、5 年間で過去の年間平均人件費の 400%を支給すること） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用を 10 年間一定基準以上維持すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後継者は 5 年間代表者であり続けること ・ 原則として雇用の 8 割を 5 年間維持すること（但し、一定の条件を満たせば 8 割未満になっても納税猶予は継続される）
事業承継税制の控除限度額	675,000 ドル（7,411 万円）まで非課税（基礎控除の拡大等により実質的に不適用となっている）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式は 50% 評価減 ・ 非上場株式は 100% 評価減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として 85% 評価減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 承継事業の資産価値の 100% 評価減 ・ 但し、最大 500 億ウォンまで 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議決権株式の全てが猶予対象 ・ 猶予割合は 100%（平成 30 年税制改正により拡大）
猶予／控除	控除	控除	控除	控除	猶予
手続き	特別煩雑な手続きはない	特別煩雑な手続きはない	申告書に明細書を添付する程度	申告書に明細書を添付する程度だが、10 年間は事後管理が必要となる	特例承認計画を提出し、税務署にも定期的に継続届出をする必要がある

V. 日本の事業承継税制についての評価と今後の課題

前章まで、主要先進国の中小企業、相続税制（贈与税制を含む）及び事業承継税制の概要を示したうえで、国際比較による分析を行ってきた。本章では、そうした分析に基づき、税務専門家の視点から、日本の事業承継税制への評価と今後の課題について記述する。

第2次世界大戦後の日本は、大企業を中心とした輸出産業（繊維・自動車・家電製品等）により、経済成長を果たしてきた。しかし、そうした大企業を下請け企業として支えてきたのが、大多数の中小企業である。また、この間、中小企業は国内労働者の60%から70%に当たる雇用を確保し、GDPのおよそ60%を占める個人消費をも支え、経済成長に貢献してきたと言える。

そうした中小企業の多くは、一定規模になると法人成りをしてきたが、法人成り後も、株式上場するケースは決して多くなく、中小企業の発行する株式は流通性のない非上場株式として、オーナー経営者に相続が発生した段階で、他の相続財産とともに相続税の累進課税を受けてきた。

つまり、日本の経済を下支えしてきた中小企業の経営権を意味する非上場株式は、その非流通性にも関わらず、流通性の高い預金や上場株式と同様に経営者の世代交代の度に、相続税制の洗礼を受け、巷間では三代で財産はなくなるとの説まで広がっていたところである。

この点は、産業保護政策としての「農地等についての相続税・贈与税の納税猶予制度」（租税特別措置法第70条の4、第70条の5、第70条の6）、「山林（立木及び林地）に係る相続税の納税猶予制度」（第70条の6の6）が導入されてきた農業や林業と比較し、税制面における産業間の不公平感を招いていたのも事実である。

一方、前述したように、先進諸国においては、相続税制自体が廃止・縮小されるとともに、国家の経済的資産といえる中小企業の事業承継に係る大胆な保護税制を講ずるなど大きな潮流が起こっている。

こうした状況にも関わらず、日本においては、非上場株式に対する税制上の保護政策⁷¹は整備されなかった。そうした中、その財政状態の脆弱性を補てんするために、懸命に内部留保に努めてきた中小企業ほど、その経営権である非上場株式が割高に評価され、税制面の影響からも事業承継を困難なものとしてきたと言える。

2010年代に入り、中小企業の経営者層である「団塊の世代」の大量リタイアメント時代を迎えたことや少子化の影響も重なり、親族内承継者数も不足の呈を露わにきて、所謂「中小企業における事業承継の困難さ」が社会問題化してきたところである。

⁷¹ 「小規模宅地等の評価減制度」（租税特別措置法第69条の4）における、同族会社が使用する被相続人の所有する宅地等（特定同族会社事業用宅地等）についての評価減制度を事業承継税制と評価する立場も存在するが、経営権を意味する非上場株式に対する直接的な措置とは言えないことから、本稿では、当該評価減制度を事業承継税制とは認識しないこととする。

そこで、漸く 2008 年（平成 20 年）になり、立法府や行政府が中小企業経営承継円滑化法を制定し、中小企業の事業承継問題について、民法（相続法）の遺留分の特例、金融・経営支援に加え、相続税・贈与税制上の支援政策を打ち出してきた。

以上の経緯を踏まえ、本稿では、2009 年（平成 21 年）以降の、事業承継税制について、下記のようにその制度についての評価を試みたい。

（1）2009 年（平成 21 年）創設税制及びその後の改正（以下、「一般制度」という。）についての評価

2009 年（平成 21 年）の「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」は、それまで手付かずだった産業（製造業・流通業・サービス業等）について、農業・林業と同様の税制スキームを適用することを可能にした点で大いに評価できる。

但し、一般制度は、親族内承継に限定する点やドイツや韓国も取り入れている雇用確保要件（ドイツは人件費総額要件、韓国は人数要件）についての厳格さ（経営承継期間内毎年 80%以上維持）から、同制度の想定利用者である中小企業の経営者にとって、利用上のハードルが高く、実態として、立法府・政府の思惑に反し、制度利用者数は伸びなかった。

そこで、その後の税制改正にて、親族限定承継から親族外承継の許容や雇用確保要件の柔軟化（経営承継期間内平均 80%以上維持）の改正が行われてきた。しかし、それでも制度利用者数が増えず低迷してきたのである。

その要因は明らかである。それは、一般制度では、納税猶予税額の上限はあくまで非上場株式に係る税額の 53%（議決権総数の $\frac{2}{3} \times 80\%$ ）に過ぎず、適用メリット自体が薄いことが先ず、要因として挙げられる。さらには、課税財産からの控除制度を採用する主要先進国と異なり、納税猶予制度を採用したため、中小企業経営を取り巻く内外環境の変化により止む無く納税期限確定事由（納税期限の確定となる譲渡・解散・合併）に至るリスクへの配慮が不十分な制度設計である点も要因として挙げられる。これらから、制度利用数が低迷し、活用が進まなかった訳である。

（2）2018 年（平成 30 年）創設の特例税制（以下、「特例制度」という。）についての評価

一般制度の利用数が伸びない中、制度の想定利用者である中小企業の経営者の平均年齢が 70 歳前後となり、いよいよ、事業承継が円滑に進まない事態となったことを、立法府・行政府は深刻に受け止めた。そこで、2018 年（平成 30 年）税制改正において、適用期間を 10 年間に限定し、大胆な特例制度を創設したのである。

同特例制度は下記の特徴がある。

- ①対象株式数を議決権総数の 53%から 100%とした点
- ②特例適用後継者を 1 人から議決権総数上位 3 人まで拡大した点
- ③特定の経営者 1 人からの株式移転（相続・贈与）に限定されていた点を複数の株主からの株式移転（相続・贈与）にも対象にした点
- ④雇用確保要件を満たさなくなった場合の救済策（認定支援機関からの指導及び助言）

を整備した点

- ⑤経営環境の変化による納税期限確定事由（譲渡・解散・合併）に係る救済策（納税猶予額の再計算と減免）を整備した点

これらの改正は、一般制度の欠点を補てんするものであり、制度利用者にとっての制度利用に係る躊躇要因の除去措置としては評価できる。

しかし、同特例制度においても、未だ、下記の点について課題を内包していると言える。

- (ア) 特例制度はスキーム上、あくまで 10 年間の限定的な時限措置であり、継続企業（ゴーイングコンサーン）を前提とする中小企業の経営実態からは、実際の適用の機会はわずかに一回きりで、子世代から孫世代への事業承継時には一般制度に戻らざるを得ない状況に誘導されている点
- (イ) 特例制度も控除制度や非課税制度ではなく、一般制度と同様に納税猶予制度に過ぎず、税制適用に係る不安定要素は継続し、事後管理も継続させられる点

これらの問題点について、特例制度の想定利用者である中小企業の経営者がどのように考えるかについては今後の実態調査の結果に依拠するしかないが、仮に特例制度が認知されてきても、一般制度のように、再び、制度利用が進まないことも十二分に推測できる⁷²ところである。そうした観点から、本稿では、今後の課題として以下のとおり提起したい。

(3) 今後の課題

①納税猶予制度から課税財産からの控除制度への転換

納税猶予制度は、あくまで納税の先送りに過ぎず、納税期限確定事由の発生による本税及び利子税の納税リスクは本質的に払拭できない。加えて、納税猶予要件を維持しているか否かの継続的な事後管理を納税者（顧問税理士等を含む）及び税務行政に課する設計となっており、制度利用上の利便性を欠いている。

そこで、今後の制度設計としては、アメリカ、ドイツ、イギリス、韓国など主要先進国の制度と同様にシンプルに課税財産からの控除制度に転換し、制度利用者が長期間にわたり納税猶予取り消しリスクに晒されることへの回避や事後管理の負担を軽減すべきである。

また、控除限度額の設定（特例制度の限度額である 100%に拘泥する必要はない：ドイツを参照）によっては、国にとって、適切な税収の確保も可能である。そして、納税者にとっても事後の納税猶予取り消しリスクや煩雑な事後管理を受容するよりは、適切に納税資金を準備する方が現実的であると考えることが十分に想定できる。

⁷² 特例税制はその施行後、都道府県に対する「認定申請数」が平成 30 年（2018 年）で約 6000 件と順調に伸びていると中小企業庁から報告されている（一般制度は年間約 400 件）。生前贈与に係る制度利用の場合は「認定申請」と直接連動すると推定されるが、相続からの制度利用の場合は相続開始後に最終的に納税義務者側から相続税について「認定申請」が行われるかどうかはいまだ不透明である。

②非上場株式等の評価制度の検討

そもそも、中小企業における事業承継税制の問題点は、非流通性財産である非上場株式について、原則として、相続開始の日の翌日から10ヶ月以内の法定申告期限までの現金による納税を課している点にあり、根本的には流通性のない財産に対する評価のあり方にその問題の本質を求めべきである。

そして、基本的には相続税法第22条の時価評価の原則を前提としているが、中小企業の経営者にとっては、実態として、現在の相続税財産評価基本通達に基づく類似業種比準価額方式及び純資産価額方式による画一的な評価を求められている現状を鑑み、下記の施策を提起したい。

(ア) 非上場株式に係る財産評価制度の創設

現在、土地建物等の不動産については、相続税法第22条の時価評価の具現化として、相続税財産評価基本通達に基づく評価方式に代え、国家資格者である不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を根拠とした税務申告も認容されている。そこで、非上場株式についても同様の財産評価制度上の選択肢を用意する必要性を提起したい。

具体的には、米国の遺産税における非上場株式の評価実務のように、CBA (Certified Business Appraiser) ライセンサーに相当する資格者によるインカムアプローチ(代表的な評価アプローチ、図表11を参照)、マーケットアプローチ、コストアプローチ⁷³などの国際的に企業評価の標準モデルとなっている評価手法を認容すべきと考える。

インカムアプローチに関しては、前述のように、ドイツの単純収益価格方式(2009年導入)や韓国の推定利益方式もインカムアプローチに類似するモデルと言える。

さらに、当該評価実務を担う専門家制度の整備も検討が必要である。この点、米国におけるCBAのように、公認会計士や(税務)弁護士が追加的なライセンスとしてCBAを取得し、より専門的な有資格者として非上場株式の評価実務に従事していることは大いに参考になる。また、韓国においては、推定利益方式の計算は信用評価会社、会計法人及び税務法人が行うことで、評価実務の品質の担保がなされている。

このような、主要先進国の状況を鑑み、日本において新たな評価アプローチを導入する

⁷³ インカムアプローチは、企業価値は企業の生み出す将来のキャッシュフローの現在価値に等しいとの前提に基づいた評価方式である。具体的には、ディスカウントキャッシュフロー(DCF)法が使用されることが多い。マーケットアプローチは評価対象企業の類似する上場企業の株式市場での評価(乗数)又は類似企業が買収された場合の評価(乗数)をもとに企業価値を算定する評価方式である。前者は「上場株価比較法」であり、後者は「買収事例比較法」である。当アプローチは、類似上場企業及び類似売買事例の選定が重要であり、業種、規模・収益性、成長率、地域性、製品、財務構成が選定基準となる。コストアプローチは企業の各資産(負債)を再取得する場合の原価をもとに企業価値を算定する評価方式である。各資産負債を個別に評価する場合やキャッシュフローによる評価が困難な場合に使用する。

場合、それを担う専門家としては、当該評価実務の知見を有する税理士が最も相応しいことから、税理士会が評価実務に関する研修制度を整備することが望ましいと考える。

【図表 11：インカムアプローチの概要】

○インカムアプローチ(Income Approach)

企業価値とは、企業の生み出す将来のキャッシュフローの現在価値に等しいとの前提に基づいた評価方式である。

具体的には、ディスカウントキャッシュフロー（DCF）法が使用されることが多い。
 (DCF 法の計算式)

$$BEV = \sum_{n=1}^N \left(FCF \times 1 \div (1+R)^n + TV \times 1 \div (1+R)^n \right)$$

DCF 法は以下の 4 ステップで行う。

- i) 将来（5 年～10 年）のフリーキャッシュフロー（本業から生み出されるキャッシュフロー：FCF）を予測する。
- ii) 将来キャッシュフロー及び永続価値（キャッシュフローの予測期間以降の企業価値：TV）を現在価値に引き直すための割引率を算定する。
- iii) 永続価値を算定する。
- iv) 上記をベースに企業価値（Business Enterprise Value :BEV）を算定する。

*留意点

- a.税引き後のキャッシュフローに与える影響（法人税率の改訂、固定資産の即時償却等）を考慮する。
- b.割引率（R）は加重平均資本コスト（WACC）又は株式資本コスト（Ke）を用いることが多い。

(WACC の計算式)

$$R = \frac{D}{D+E} (1-t)rd + \frac{E}{D+E} re$$

D=負債資本 E=株主資本
 rd=負債資本コスト, re=株主資本コスト（通常 CAPM）, t=法人税率

(イ) 非流通性割引率等の見直し

そもそも非上場株式については流通性がないことから、理論的には、相続税財産評価基本通達に規定する類似業種比準価額方式の非流通割引率は 0.7、0.6、0.5 ではなく、0 であるべきである。

しかし、仮に割引率を 0 とすると類似業種比準価額自体が 0 になり、課税の公平性を

確保できないことから、現在の斟酌率を適切なレベルに逡減することを提起したい。

また、長年にわたり内部留保に努めてきた中小企業の純資産価額が高く評価される傾向に配慮し、類似業種比準価額が純資産価額を下回る場合における、会社規模別の併用割合（Lの割合）を廃止し、中会社・小会社においても、類似業種比準価額のみで評価できるように改正すべきである。

VI. 総括

本稿では、前章までの論述で、国際比較研究に基づき、最終的には、日本の事業承継税制について、税務専門家の視点から、その評価を行い、今後の課題について明らかにした。

しかし、事業承継税制はあくまで相続・贈与税制の一部に過ぎない。そのことから、事業承継税制のあり方を論ずる場合は、まず、その基盤である相続税・贈与税制自体のあり方を検証する必要がある。加えて、深刻な後継者不足が社会問題化している日本の実情から、事業承継税制は国内経済を下支えする中小企業の継続的な発展に対する支援策の一部であるとの視点を再度強く認識する必要もある。

前者については、近年、国内において論議されているように、日本の相続税制は課税最低限が低く、かつ、税率が高いことが、各方面において国際的に評価される人材の流出を招いている要因の一つではないかとの指摘や後者については、今般整備された一般制度や特例制度が内包する納税猶予取り消しリスクや事後管理の煩雑さなどの問題点から、事業承継を断念し、自主廃業による事業の現金化を選択する中小企業経営者が増加しているのではないかとの指摘についても再検証が必要と考える。

そこで、今後、立法府や行政府が制度設計する場合は、これらの指摘に関連する下記の論点を検討したうえで、国際比較研究に基づく制度設計を図るべきことを提起して、本稿を締め括りたい。

（1）相続・贈与財産課税に係る租税理論の再検証

- ①相続・贈与税制による富の再分配のあり方と自主的な富の再分配としての寄付に係る優遇税制のあり方
- ②番号制等による所得や財産移転の捕捉率が向上した場合に相続税が所得税の補完税であるとの観点及び贈与税が相続税の補完税であるとの観点の妥当性の再検証
- ③②に関連した所得税率と相続税率及び贈与税率のあり方
- ④相続税の遺産税方式と遺産取得税方式の長所・短所についての再考察（補論）⁷⁴

⁷⁴ 一般制度の導入にあたり、立法府等で検討された論点である。現行相続税制の法定相続分遺産取得課税方式において、事後的に申告漏れ財産（生前贈与加算対象財産を含む）が判明した場合、同方式では相続税の総額計算をベースにすることから、当該申告漏れ財産を取得した相続人以外の納税者の税額も事後

(2) 事業承継税制のあり方の再考

- ①非事業者と事業者の課税の公平性
- ②事業者の業種の差異に係る課税の公平性
- ③納税猶予制度と課税財産控除制度・非課税財産制度の比較
- ④事業承継税制に関する事後管理のあり方

以 上

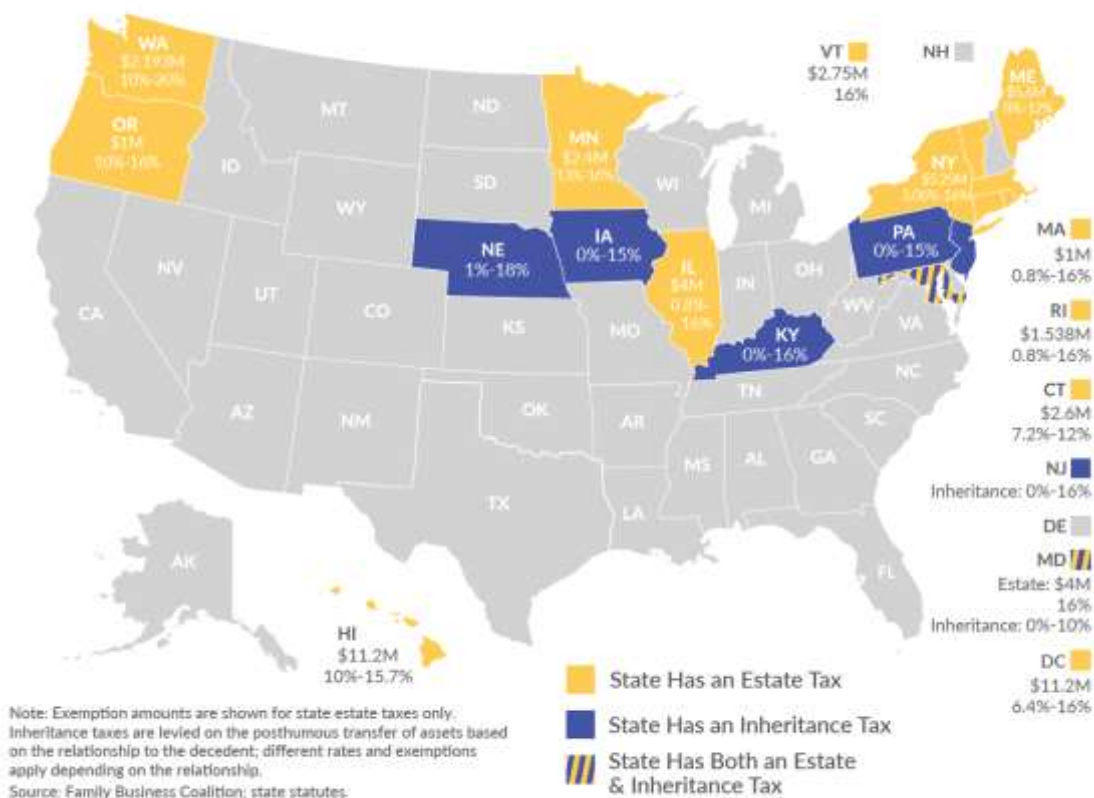
的に増加し、修正申告の必要性が生じてしまう事態となる。そのため、税務調査等を契機に相続人間のトラブルが生ずるリスクを回避するために、純粋な遺産取得課税方式の導入が検討された背景があった。同時に、純粋な遺産取得課税方式によれば、仮に、被相続人の主要な財産である非上場株式等の評価等に誤りがあっても、事業後継者である相続人の税額修正のみで完結するという長所も認められ、事業承継税制の利用促進や事後の運用にも寄与することも想定された。しかし、最終的には純粋な遺産取得課税方式への改正は実現せず、現行制度が維持された経緯がある。

VII. 付録

【アメリカの各州の遺産税と相続税の税率と基礎控除（2018年）】⁷⁵

Does Your State Have An Estate or Inheritance Tax?

State Estate & Inheritance Tax Rates & Exemptions in 2018



TAX FOUNDATION

@TaxFoundation

⁷⁵ Tax Foundation のウェブサイト (<https://files.taxfoundation.org/20180417165034/EstateTax-2018-01.png>) より

【州遺産税 (State Estate Tax) の税率と基礎控除】

州	税 率	基礎控除
コネチカット	7.2%~12%	2,600,000 ドル (285 百万円)
ワシントン DC*	6.4%~16%	11,200,000 ドル (1,229 百万円)
ハワイ	10%~15.7%	11,200,000 ドル (1,229 百万円)
イリノイ	0.8%~16%	4,000,000 ドル (439 百万円)
メイン	8%~12%	5,600,000 ドル (614 百万円)
メリーランド	16%	4,000,000 ドル (439 百万円)
マサチューセッツ	0.8%~16%	1,000,000 ドル (109 百万円)
ミネソタ	13%~16%	2,400,000 ドル (263 百万円)
ニューヨーク	3.06%~16%	5,250,000 ドル (576 百万円)
オレゴン	10%~16%	1,000,000 ドル (109 百万円)
ロードアイランド	0.8%~16%	1,538,000 ドル (168 百万円)
バーモント	16%	2,750,000 ドル (301 百万円)
ワシントン	10%~20%	2,193,000 ドル (240 百万円)

* いずれの州にも属さない、連邦直轄地である。正式名称は、コロンビア特別区。

【州相続税 (State Inheritance Tax) の税率】

州	税 率
アイオワ	15%
ケンタッキー	16%
メリーランド	10%
ネブラスカ	18%
ニュージャージー	16%
ペンシルバニア	15%

VIII. 参考文献

국세청 가업승계제도 책자 (韓國国税庁 企業承継制度)

주식평가실무 책자 (株式評価実務)

浅川哲郎「米国における遺産税の歴史的考察：事業承継税制を中心に」『一橋大学機関リポジトリ』、2016年

一高龍司「相続税における財産評価の今日的問題－事業承継と種類株－」『日税研論集』68号 pp180-200、2016年

伊藤公哉「アメリカ連邦税法第6版」中央経済社、2017年

海外住宅・不動産税制研究会「相続・贈与税制再編の新たな潮流～イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、スイス、カナダ、オーストラリア、日本～」財団法人日本住宅総合センター、2010年

海外信託税務研究会「国別でわかる！海外信託による相続の税務&法務」第一法規、2018年

金完石、高正臣（訳）「相続税課税類型の転換に関する研究」立命館法学 2006年2号（306号）

公益財団法人全国法人会連合会「わが国と主要国における事業承継税制の精度比較検討調査に係る報告書」、2013年

鞠重鎬「韓国の財政構造とその政策課題について」環日本海経済研究所『韓国経済構造調整シリーズ No.1』、2001年

小林和也、塩谷洋子「諸外国における事業承継税制」、公益財団法人日本税務研究センター『税研』165号 pp64-77、2012年

酒井ひとみ、税理士法人東京クロスボーダーズ（共著）「国際相続の法務と税務」税務研究会出版局、2014年

坂田純一、杉田宗久、矢内一好（共著）「Q&A 国際相続の税務」税務研究会出版局、2009年

佐古麻理「米国における富の移転課税－連邦遺産税・贈与税・世代跳躍移転税の法理－」清文社、2016年

清水智恵子「海外に資産がある、外国籍を持っている・・・国際相続における税務」『税経通信』2012年9月号、税務経理協会

税理士法人チェスター「海外財産・海外居住者をめぐる相続税の実務」清文社、2017年

田中仁美「事業承継税制の現状と課題－事業承継における非上場株式の評価等を中心として－」熊本学院大学大学院商学研究科商学専攻博士論文、2004年度

中小企業庁「欧米主要国の事業承継税制の現状」、2007年

中小企業庁「平成27年度海外の中小企業・小規模事業者に関する制度及び統計調査に係る

委託事業」株式会社三菱総合研究所、2016年

中小企業庁「諸外国の相続・贈与税、事業承継税制等（未定稿）」、2016年

中小企業庁財務課「ドイツにおける事業承継税制の概要」、2016年

中小企業庁「事業承継の集中支援について」、2018年

中小企業庁「経営承継円滑化法【個人の事業用資産についての相続税、贈与税の納税猶予制度の概要】」、2019年

手塚貴大「日本における財産評価法制定の可能性ードイツ財産評価法の検討を踏まえてー」
『日税研論集』68号、pp251-313、2016年

西島万季人「欧米主要国における最近の税制改革の動向」財務総合政策研究所『財政金融統計月報』第782号、2017年

日本公認会計士協会「相続・贈与に係る税制についてー相続税と贈与税の一本化の方向性ー」、『租税調査会研究報告』第13号、2004年、p16

野田裕康「ドイツ相続税の諸問題」、二松学舎大学国際政経論集8号

長谷部光哉「新たな事業承継税制の創設」、公益財団法人日本税務研究センター『税研』136号、2007年、pp86-89

平野秀輔「非上場株式に関する相続税・贈与税の問題点ー応能負担原則からの考察と分離型の導入ー」白桃書房、2014年

日本税理士会連合会
国際税務情報研究会

《有 識 者》

会 長	中 里 実	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会 長 代 理	川 田 剛	大原大学院大学客員教授
	早 川 眞一郎	専修大学大学院教授・東京大学名誉教授
	伏 見 俊 行	日本大学経済学部教授
顧 問	川 北 力	損害保険料率算出機構副理事長

《専門委員会》

専門委員長	太 田 直 樹	東 海 会
副委員長	長谷部 光 哉	東 北 会 ※
委 員	足 達 信 一	東 京 会
同	鈴 木 雅 博	東 京 会
同	田 尻 吉 正	東 京 会
同	小 出 一 成	東 京 会
同	呉 幸 哲	近 畿 会 ※
同	石 丸 修太郎	北 海 道 会
同	瀧 谷 和 隆	北 海 道 会 ※
同	金 山 知 明	中 国 会 ※
同	松 岡 宣 明	四 国 会 ※
同	友 利 博 明	沖 縄 会

※ワーキンググループ構成員（起草担当者）を示す。